

茅ヶ崎の環境

－ 平成29年度環境保全報告 －



県立茅ヶ崎里山公園



平成31年1月
茅ヶ崎市

表紙写真

県立茅ヶ崎里山公園

豊かな自然環境に恵まれた茅ヶ崎市北部・芹沢地区にある本公園には、四季折々の花々や木々、水遊びに最適な池などはもちろん、ローラーすべり台（70メートル・30メートル）や大型トランポリンなどがあります。

また、パークセンターには、バイオマスボイラーや太陽光発電などを取り入れた環境共生型の建物で、多目的ホール、会議室、活動ルーム、事務室（公園管理事務所）などがあります。

■整備状況

平成13年10月	一部開園	（開園面積約12.4ヘクタール）
平成24年4月	追加開園	（開園面積約34.3ヘクタール）
平成26年4月	追加開園	（開園面積約35.2ヘクタール）

（茅ヶ崎市ホームページより抜粋）

市 章



「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結をあらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。

(昭和32年10月1日制定)

市 民 憲 章

美しい海

きれいな空気

おだやかな四季

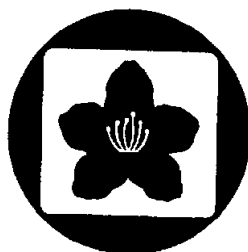
私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここに定めます。

1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日へ向って前進しましょう。

市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」
(昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」
(昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」
白地にネクタイといった
かわいい模様が特徴です。
(平成9年10月1日制定)

目 次

第1章 市勢の概要

1	位置と地勢	1
2	市街化区域と市街化調整区域	2
3	人口・世帯数	3
4	市の環境行政機構	4

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1	公害法令等制定状況	5
2	法令等に基づく本市の規制地域指定状況	5
3	法令等に基づく申請・届出	6

第3章 公害苦情発生状況

1	公害苦情件数の推移	10
2	用途地域別苦情件数	11
3	業種別苦情件数	12

第4章 公害の現況

1	大気汚染	13
2	水質汚濁	27
3	騒音・振動	40
4	地盤沈下	47

環境に関する用語の解説	51
-------------	----

◎平成29年度 広報記事一覧	57
----------------	----

第1章 市勢の概要

- 1 位置と地勢
- 2 市街化区域と市街化調整区域
- 3 人口・世帯数
- 4 市の環境行政機構

2 市街化区域と市街化調整区域

用途地域別の面積とその割合

区域別	地域別	面積 (ha)	率 (%)
市街化区域	第1種低層住居専用地域	555.0	15.5
	第2種低層住居専用地域	5.3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	820.0	22.9
	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	380.0	10.6
	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9.7	0.3
	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27.0	0.8
	準工業地域	124.0	3.5
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	100.0	2.8
	小計		2,221.0
市街化調整区域		1,355.0	37.9
合計		5,797.0	100.0

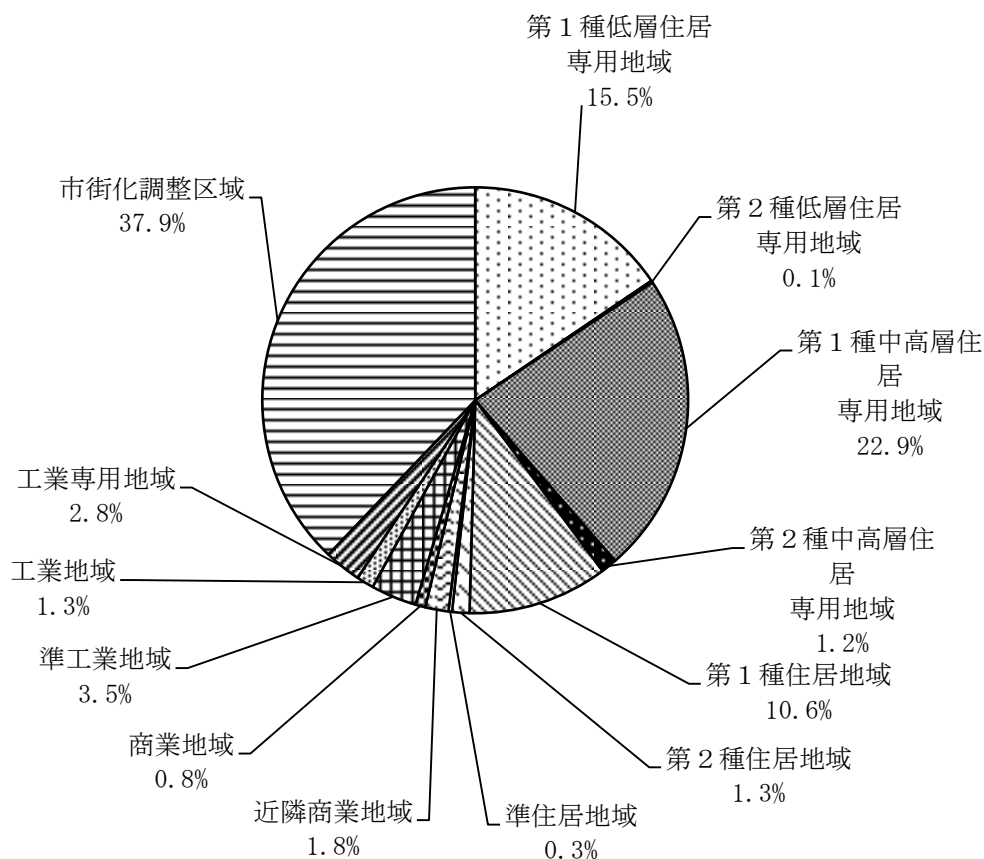


図 用途地域別面積割合

3 人口・世帯数

昭和40年からの人口及び世帯数の推移

各年10月1日現在

年次	世帯数	人 口		
		総 数	男	女
昭和40年	25,510	100,081	50,266	49,815
45年	35,467	129,621	64,934	64,687
50年	43,520	152,023	75,954	76,069
55年	51,715	171,016	85,621	85,395
60年	57,377	185,030	92,444	92,586
平成 2年	66,729	201,675	100,820	100,855
7年	74,032	212,874	106,035	106,839
13年	82,381	222,460	110,077	112,383
14年	84,161	224,469	111,016	113,453
15年	85,737	226,106	111,691	114,415
16年	87,273	227,659	112,369	115,290
17年	87,976	228,430	113,256	115,174
18年	89,224	228,889	113,427	115,462
19年	90,732	230,565	114,292	116,273
20年	91,984	232,237	114,963	117,274
21年	93,505	234,114	115,740	118,374
22年	93,445	235,081	115,245	119,836
23年	94,324	235,659	115,358	120,301
24年	95,262	236,093	115,414	120,679
25年	96,339	237,065	115,785	121,280
26年	97,479	237,826	116,126	121,700
27年	97,944	239,424	116,904	122,520
28年	99,112	240,046	117,071	122,975
29年	100,278	240,618	117,254	123,364

人口又は世帯数

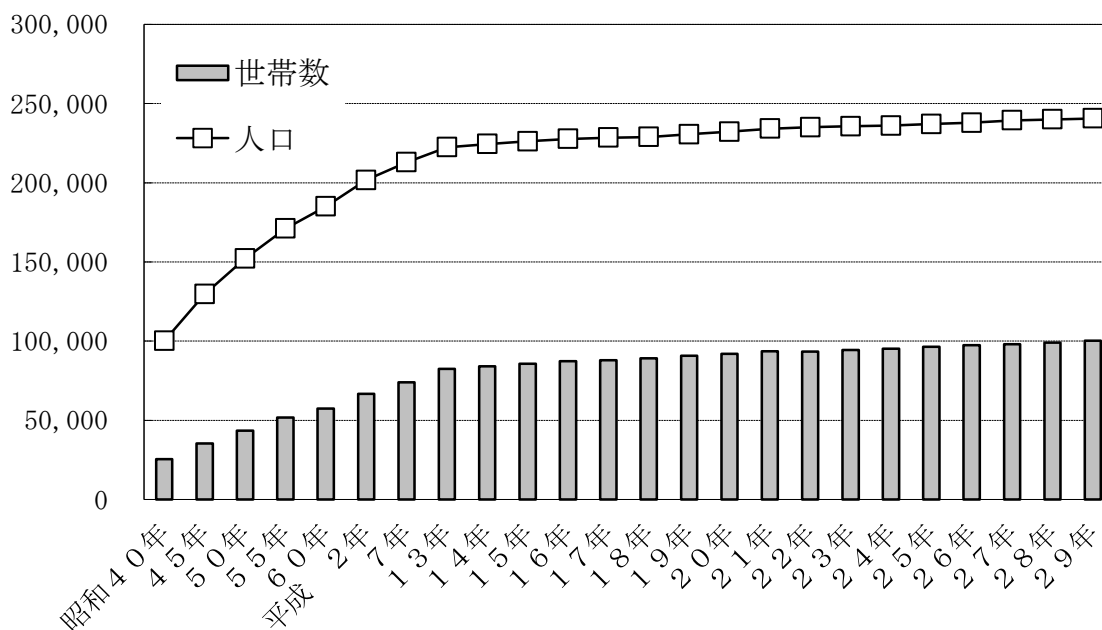
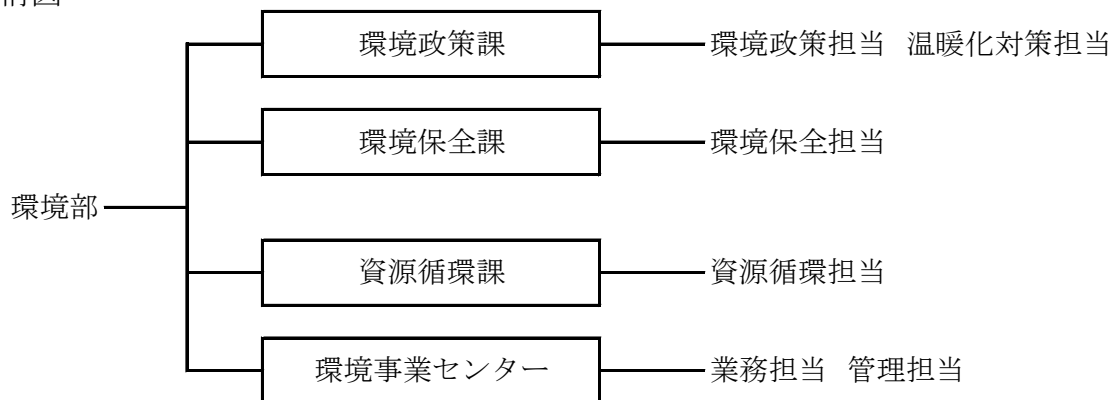


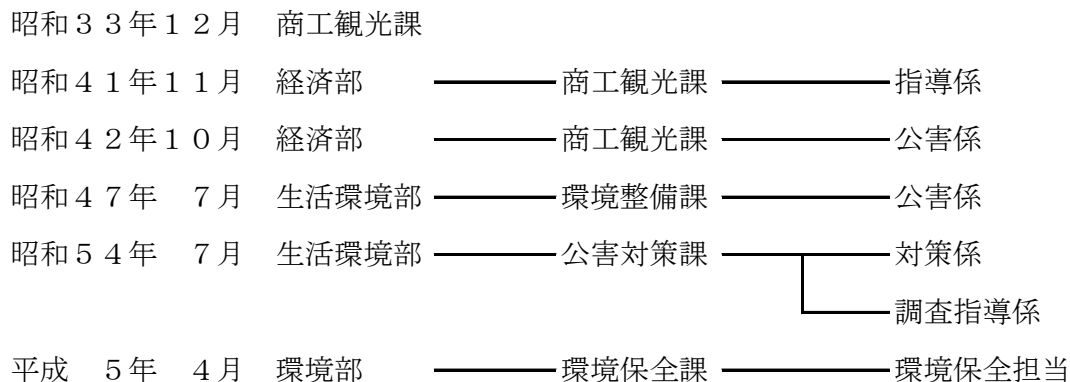
図 人口及び世帯数の推移

4 市の環境行政機構（平成30年4月1日現在）

機構図



環境行政機構の変遷



環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 汚水等を排出する工場の公害防止統括者の選任届出等に関すること。
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 浄化槽の設置の届出の受理等に関すること。
- (15) 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 空地等（他の所管に属するものを除く。）の浄化推進に関すること。
- (18) 公衆便所（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) し尿の収集及び浄化槽清掃に関すること。
- (20) 一般廃棄物処理手数料（屎尿及び浄化槽の汚泥に係るものに限る。）の賦課、徴収及び減免に関すること。

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

- 1 公害法令等制定状況
- 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況
- 3 法令等に基づく申請・届出

第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状況

公布年月日	法令等の制定状況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年8月	公害対策基本法
43年6月	大気汚染防止法
43年6月	騒音規制法
45年6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年3月	農用地の土壤汚染防止等に関する法律
46年6月	神奈川県公害防止条例
46年6月	悪臭防止法
51年6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年6月	振動規制法
53年3月	神奈川県公害防止条例（全面改正）
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成4年6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に関する特別措置法（自動車NO _x 法）
5年11月	環境基本法
8年3月	神奈川県環境基本条例
8年9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO _x ・PM法）
14年3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年5月	土壤汚染対策法
15年4月	茅ヶ崎市が政令で指定する人口二十万以上の市（特例市）に移行

2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

施行年月	内 容	規 制 地 域
昭和44年4月	騒音規制法に基づく地域指定 （昭和49年5月廃止）	市内全域（工業専用地域を除く）
48年5月	神奈川県公害防止条例に基づく 地下水採取規制指定地域	市内全域
48年5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域（工業専用地域を除く）
平成4年12月	自動車NO _x 法に基づく地域指定	市内全域
15年4月 （特例市移行に伴う事務）	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の指定	市街化区域
	騒音規制法及び振動規制法に基づく 規制地域及び規制基準の指定	市内全域（工業専用地域を除く）
17年1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の改正（臭気指数規制告示）	市内全域（農業振興地域を除く）
24年4月	環境基本法に基づく騒音に係る 環境基準の地域類型の指定	市内全域（工業専用地域を除く）

3 法令等に基づく申請・届出

(1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、騒音や振動等の公害全般について規制するため、条例で指定した施設を設置等する場合に県の許可が必要となります。

また、同条例では茅ヶ崎市内在り地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから地下水採取する場合に許可が必要となります。

その他に、有害物質等を使用した土地等の土壌汚染に係る届出や夜間小売店業に係る届出、化学物質の管理状況に係る届出があります。

(件数)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比
指定事業所数	174	170	162	162	0
設置許可申請	1	1	0	2	2
事業開始届	0	1	0	0	0
変更許可申請	8	11	15	13	-2
変更完了届	1	2	13	5	-8
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	31	40	28	19	-9
地位承継届	1	1	3	0	-3
廃止等届	11	5	8	3	-5
環境配慮書	0	3	1	2	1
現況届	0	0	0	0	0
地下水採取関係届	167	136	140	142	2
夜間小売業関係届	0	0	0	1	1
土壌汚染関係	33	64	51	60	9
環境汚染関係	0	0	1	4	3
化学物質管理状況報告書	26	77	15	11	-4
合 計 (申請・届出数)	279	341	275	262	-13

(2) 水質汚濁防止法

水質汚濁防止法では、河川等の公共用水域の汚濁を防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

(件数)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比
特定事業場数	95	98	93	94	1
(法第5条第1項) 設置届	3	34	7	14	7
(法第7条) 構造等変更届	0	19	5	6	1
(法第10条) 氏名等変更届	5	16	12	9	-3
(法第10条) 廃止届	7	10	1	14	13
(法第11条) 承継届	1	0	1	0	-1
合 計	16	79	26	43	17

(3) 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康被害を未然に防止するため、水質汚濁防止法等で届出されている有害物質を使用した施設を廃止等した場合は、工場・事業所内の土地を調査しなければなりません。ただし、引き続き工場・事業所として土地が利用される場合は調査が猶予される場合もあります。

また、一定規模（3,000㎡超）の土地区画形質を変更する場合にも届出が必要となり、土地の使用履歴等により土壌調査を命令する場合があります。

(件数)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比
(法第3条) 土壌汚染状況調査結果報告	4	0	0	0	0
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	1	3	2	9	7
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	0	0	0
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	4	2	6	5	-1
(法第4条) 土壌汚染状況調査結果報告書	0	2	0	1	1
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	2	1	0	0	0
(法第14条) 指定の申請	1	1	0	0	0
(法第16条第1項) 汚染土壌の区域外への搬出時届	2	1	0	0	0
合 計	14	10	8	15	7

(4) 大気汚染防止法（一般粉じんのみ）の発生施設数

大気汚染防止法では、粉じんによる大気汚染を未然に防止するため、法で定められた施設を設置等する場合は届出が必要となります。

区 分	平成29年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数
特定施設の種類の コークス炉	0	0	0	0
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下 同じ。）又は土石の堆積場	1	1	0	0
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱 物、土石又はセメントの用に供するもの に限り、密閉式のものを除く。）	0	0	0	0
破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメン トの用に供するものに限り、湿式のもの 及び密閉式のものを除く。）	1	1	0	0
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に 供するものに限り、湿式のもの及び密閉 式のものを除く。）	0	0	0	0
合 計	2	2	0	0

(5) 騒音規制法

騒音規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する騒音を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(5-1) 騒音規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	23	167	23	142	24	145	1	3
空気圧縮機及び送風機	55	518	55	516	55	503	0	-13
土石用又は鉱物用破碎機（注2）	6	24	6	24	6	24	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	1	0	1	0	1	0	0
穀物用製粉機	0	3	0	3	0	3	0	0
木材加工機械（注4）	4	10	4	10	4	10	0	0
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	12	2	12	2	12	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	98	747	98	720	99	710	1	-10

注1 金属加工機械

- イ 圧延機械
- ロ 製缶機械
- ハ ベンディングマシン
- ニ 液圧プレス
- ホ 機械プレス
- ヘ せん断機
- ト 鍛造機
- チ ワイヤーホーミングマシン
- リ プラスト
- ヌ タンブラー
- ル 切断機

注2 土石鉱物用破碎機等

- イ 破碎機
- ロ 摩砕機
- ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラント
- ロ アスファルトプラント

注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー
- ハ 碎木機
- ニ 帯のこ盤
- ホ 丸のこ盤
- ヘ かんな盤

(5-2) 騒音規制法届出状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出				
特定施設の設置届出書	2	2	2	0
特定施設の種類の数変更届出書	2	1	3	2
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	7	7	3	-4
特定施設使用全廃届出書	1	3	0	-3
承継届出書	0	2	0	-2
計	12	15	8	-7
特定建設作業関係届出				前年度比
くい打機等を使用する作業	2	1	1	0
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	27	32	25	-7
空気圧縮機を使用する作業	3	2	6	4
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	4	6	0	-6
トラクターショベル	0	0	0	0
ブルドーザー	0	0	0	0
計	36	41	32	-9

(6) 振動規制法

振動規制法では、工場等の事業活動や建設工事に伴って発生する振動を規制するため、法で定めた施設や建設機械等を設置、使用等する場合に届出が必要となります。

(6-1) 振動規制法の特定施設数

区 分 特定施設の種類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		前年度比	
	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械（注1）	31	225	31	200	32	203	1	3
圧縮機	30	263	30	262	30	258	0	-4
土石用又は鉱物用破砕機（注2）	8	18	8	18	8	18	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械（注3）	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械（注4）	5	5	5	5	5	5	0	0
印刷機械	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	13	2	13	2	13	0	0
鋳造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	76	524	76	498	77	497	1	-1

注1 金属加工機械

- イ 液圧プレス
- ロ 機械プレス
- ハ せん断機
- ニ 鍛造機
- ホ ワイヤーホーミングマシン

注3 建設用資材製造機械

- イ コンクリートプラントブロックマシン
- ロ コンクリート管製造機械
- ハ コンクリート柱製造機械

注2 土石鉱物用破砕機等

- イ 破砕機
- ロ 摩砕機
- ハ ふるい及び分級機

注4 木材加工機械

- イ ドラムバーカー
- ロ チッパー

(6-2) 振動規制法届出状況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	前年度比
	件数	件数	件数	件数
特定工場等関係届出				
特定施設の設置届出書	0	0	1	1
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類ごとの数変更届出書	2	1	2	1
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	1	5	3	-2
特定施設使用全廃届出書	1	1	0	-1
承継届出書	0	2	0	-2
計	4	9	6	-3
特定建設作業関係届出				
くい打機等を使用する作業	2	3	1	-2
鋼球を使用して破壊する作業	0	1	0	-1
舗装盤破砕機を使用する作業	1	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	16	25	15	-10
計	19	29	16	-13

第3章 公害苦情発生状況

- 1 公害苦情件数の推移
- 2 用途地域別苦情件数
- 3 業種別苦情件数

第3章 公害苦情発生状況

1 公害苦情件数の推移

公害苦情件数は、年々減少傾向にあります。近年は80件前後で推移しています。公害苦情の内訳は、これまでと変わらず、騒音とばい煙が多数を占めています。

年 度		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他※	計
平成21年度	発生件数	46	8	0	38	7	0	30	0	2	131
	処理件数	46	7	0	38	7	0	30	0	2	130
平成22年度	発生件数	40	3	1	42	3	1	20	0	6	116
	処理件数	36	3	1	42	3	1	18	0	6	110
平成23年度	発生件数	53	1	2	35	7	0	9	0	6	113
	処理件数	52	1	2	35	5	0	9	0	5	109
平成24年度	発生件数	47	5	0	31	7	0	21	1	2	114
	処理件数	45	5	0	31	7	0	21	1	2	112
平成25年度	発生件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
	処理件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
平成26年度	発生件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
	処理件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
平成27年度	発生件数	38	1	1	36	0	0	8	0	1	85
	処理件数	36	1	1	36	0	0	7	0	1	82
平成28年度	発生件数	42	3	0	23	1	0	7	1	0	77
	処理件数	44	3	0	23	1	0	7	1	0	79
平成29年度	発生件数	39	2	0	26	4	0	7	1	1	80
	処理件数	38	2	0	26	4	0	7	1	1	79

※その他には、光害や電波障害などが含まれます。

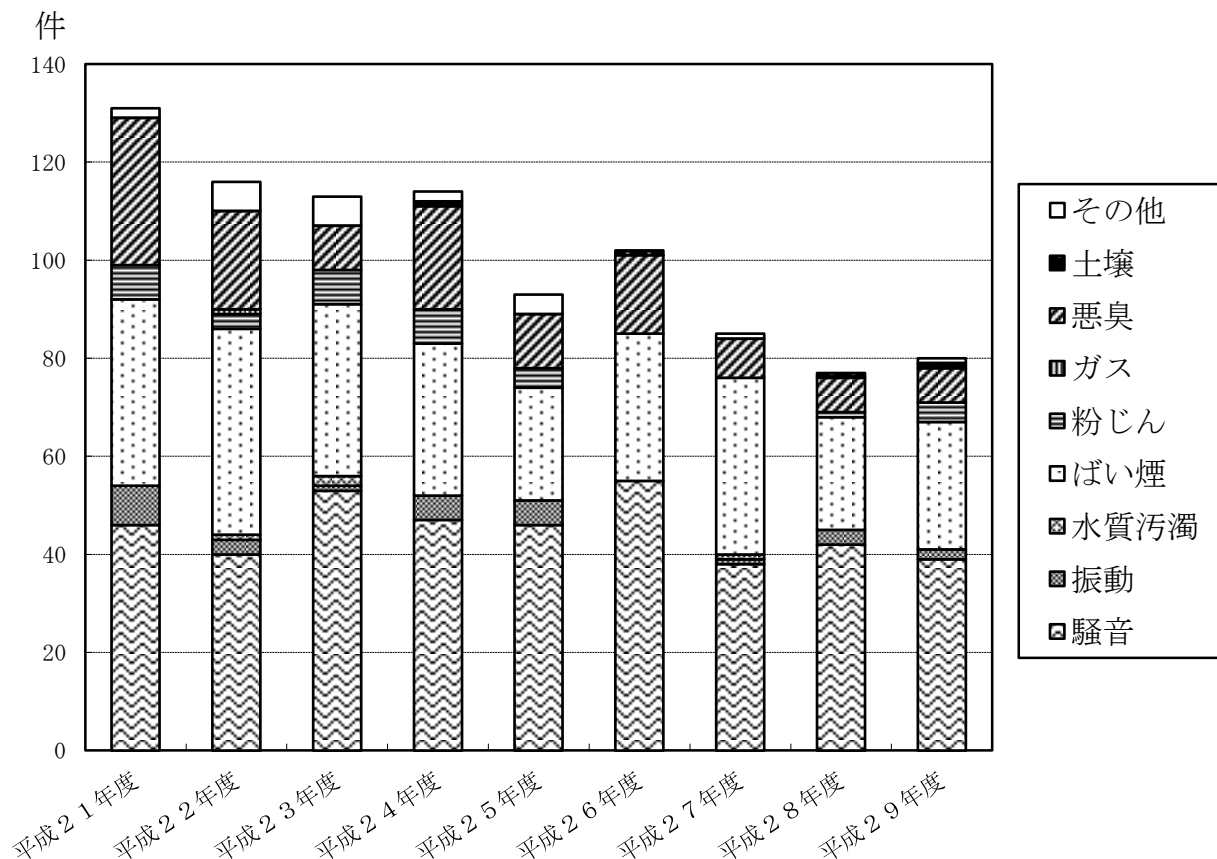


図 公害苦情件数の推移

2 用途地域別苦情件数

苦情が多く発生している市街化調整区域では、畑などで行われる屋外焼却行為によるばい煙苦情が多数を占めています。また、第1種中高層住居専用地域では庭木の剪定等に伴う屋外焼却行為によるばい煙苦情のほか、建設工事等に伴う騒音や粉じんが多数を占めています。

平成29年度

区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
市街化区域	第1種低層住居専用地域	4			2	1		1			8
	第2種低層住居専用地域										0
	第1種中高層住居専用地域	7	1		7	2		2	1		20
	第2種中高層住居専用地域										0
	第1種住居地域	5						1			6
	第2種住居地域	2			1						3
	準住居地域	1									1
	近隣商業地域	4									4
	商業地域	4						1			5
	準工業地域	5				1	1		1	1	9
	工業地域										0
	工業専用地域	1							1		2
市街化調整区域		6	1		15						22
不明											0
合計		39	2	0	26	4	0	7	1	1	80

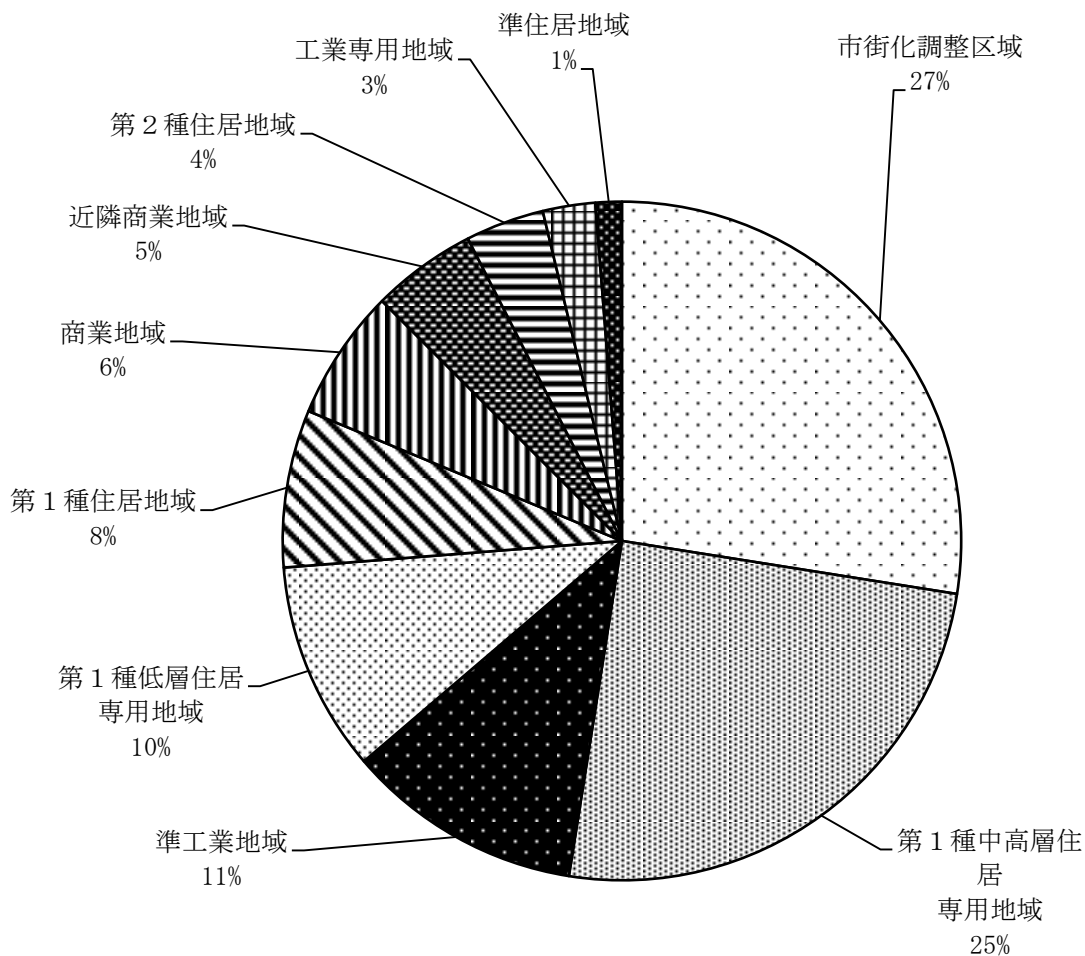


図 用途地域別苦情件数

3 業種別苦情件数

苦情の発生源は、製造業等の工場・事業場関係のものは少なく、商店・飲食店や建設・土木工事に関係するものが多いです。

また、その他に含まれている廃棄物処理業や宿泊施設などの苦情も多いです。

平成29年度

公害苦情の種類 発生源		騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計	
		食料品								1		
製造事業所	衣服その他繊維製品										0	
	木材・家具装備品										0	
	パルプ・紙・紙加工品										0	
	化学・石油石炭製品										0	
	ゴム皮革製品										0	
	窯業・土石製品										0	
	鉄鋼・非鉄金属製品										0	
	機械器具製品										0	
	その他の製造事業所	2			1				1			4
	小計	2	0	0	1	0	0	0	2	0	0	5
耕種農業				3							3	
農業・園芸サービス				2							2	
修理工場											0	
建設・土木工事業 (土工工事)	3	2			3						8	
建設・土木工事業 (資材置場・作業場)	2				1						3	
道路貨物運送業	2							1	1		4	
娯楽・遊具スポーツ施設	1										1	
商店・飲食店	7							3			10	
商店・飲食店 (カラオケ)	4										4	
事務所											0	
その他	18				2			1		1	22	
交通機関											0	
下水清掃事業											0	
家庭生活											0	
不明					18						18	
小計	37	2	0	25	4	0	0	5	1	1	75	
合計	39	2	0	26	4	0	0	7	1	1	80	

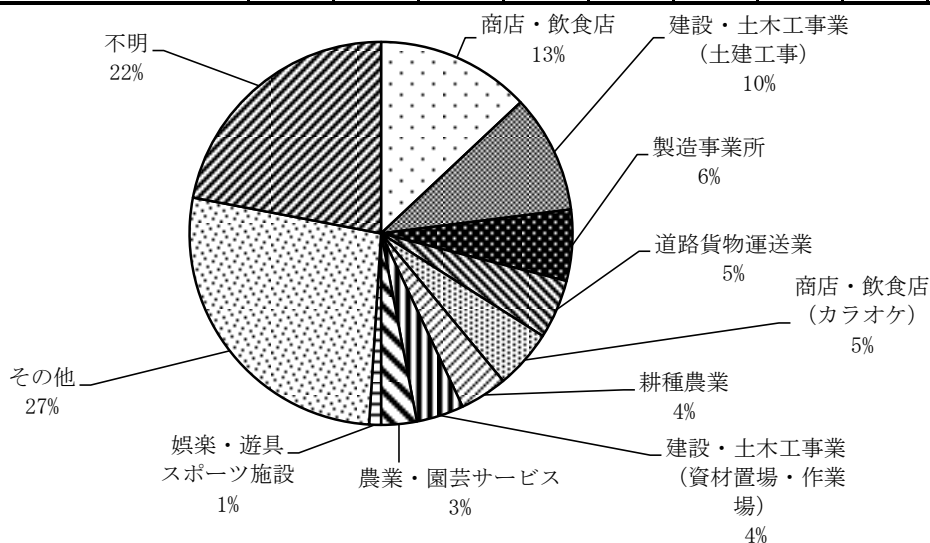


図 業種別苦情件数割合

第4章 公害の現況

- 1 大気汚染
- 2 水質汚濁
- 3 騒音・振動
- 4 地盤沈下

4－1 大 気 汚 染

- (1) 大気汚染常時監視
- (2) 光化学大気汚染緊急時措置
- (3) 窒素酸化物測定
- (4) ダイオキシン類
- (5) 有害大気汚染物質

(1) 大気汚染常時監視
 大気汚染防止法に基づき、神奈川県が茅ヶ崎市府所分庁舎1階に設置している一般局（一般環境測定局）と国道1号線茅ヶ崎市府所前に設置している自排局（自動車排出ガス測定局）において大気汚染を常時監視しています。
 その結果、光化学オキシダントを除く全ての項目で環境基準を達成してきています。
 また、光化学オキシダントを除く全ての項目で年平均値が若干ながら低下傾向にあります。
 なお、光化学オキシダントは、測定開始して以来、環境基準を達成したことはありません。

(1) ー1 環境基準の達成状況（平成29年度）
 （ーは測定していない項目を示します。）

物質名	環境上の条件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	ー
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	達成	達成
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	非達成	ー
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が、20ppm以下であること。	ー	達成
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成	達成
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	ー	達成

(1) ー2 環境基準長期的・短期的評価と達成状況（平成29年度）
 （ーは測定していない項目を示します。）

物質名	区分	環境上の条件	一般環境	自排局
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	達成	ー
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	達成	ー
二酸化窒素		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	達成	達成
		1時間値が0.06ppm以下であること。（昼間の時間帯5時から20時）	非達成	ー
光化学オキシダント	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	ー	達成
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値（※）が20ppm以下であること。 （※）24時～8時、8時～16時、16時～24時までの時間帯の平均値をいう。	ー	達成
浮遊粒子状物質	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続しないこと。	達成	達成
	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	達成	達成
微小粒子状物質 PM2.5	長期的評価	1年間平均値が15μg/m ³ 以下であること。	ー	達成
	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m ³ 以下であること。	ー	達成

(1) - 3 大気常時監視測定結果 (過去10年)

測定項目	二酸化硫黄		二酸化窒素				一酸化窒素		オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質 PM2.5		
	一般局	一般局	一般局	98%値	年平均值	98%値	自排局	一般局			自排局	一般局	自排局	年平均值	98%値
年度	年平均值	年平均值	年平均值	98%値	年平均值	98%値	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值	年平均值
20	0.005	0.021	0.036	0.037	0.022	0.037	0.008	0.010	0.029	0.6	0.020	0.037	-	-	-
21	0.005	0.020	0.036	0.037	0.020	0.037	0.007	0.009	0.029	0.5	0.019	0.034	-	-	-
22	0.004	0.018	0.036	0.035	0.018	0.035	0.006	0.007	0.028	0.5	0.019	0.033	-	-	-
23	0.004	0.018	0.035	0.034	0.018	0.034	0.007	0.008	0.027	0.5	0.018	0.032	15.2	35.8	15.2
24	0.004	0.017	0.035	0.032	0.017	0.032	0.006	0.007	0.029	0.5	0.016	0.026	13.8	30.2	13.8
25	0.002	0.016	0.032	0.030	0.015	0.030	0.005	0.006	0.031	0.4	0.017	0.025	14.5	38.8	14.5
26	0.001	0.016	0.031	0.029	0.015	0.029	0.005	0.006	0.030	0.4	0.016	0.025	15.0	37.5	15.0
27	0.001	0.015	0.031	0.028	0.014	0.028	0.005	0.005	0.029	0.5	0.014	0.022	13.8	29.5	13.8
28	0.001	0.013	0.029	0.030	0.015	0.030	0.003	0.004	0.032	0.3	0.014	0.018	12.6	28.3	12.6
29	0.001	0.014	0.032	0.032	0.015	0.032	0.004	0.005	0.032	0.3	0.014	0.018	12.4	28.1	12.4

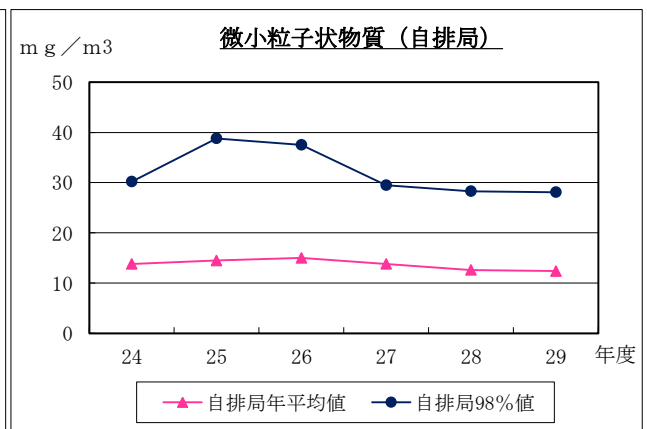
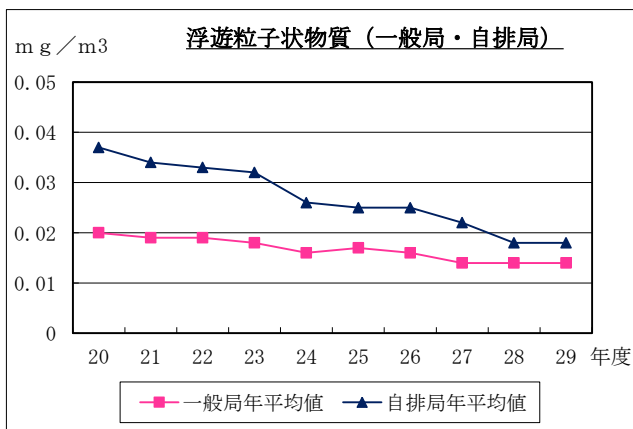
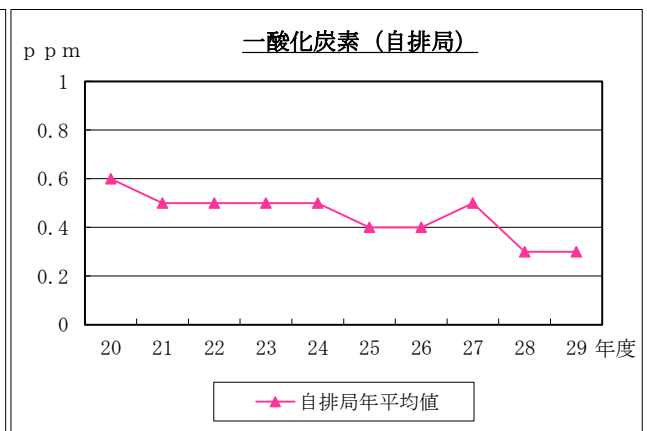
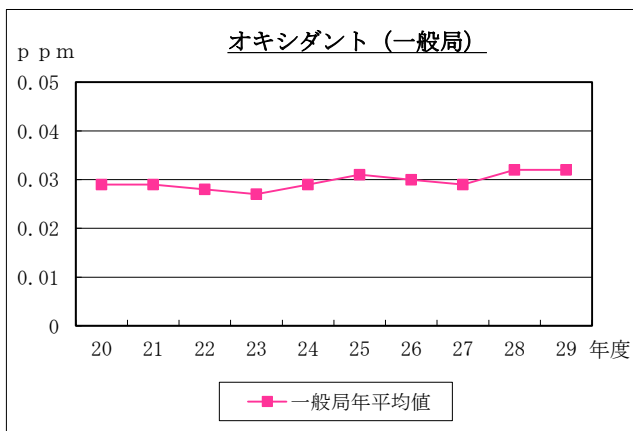
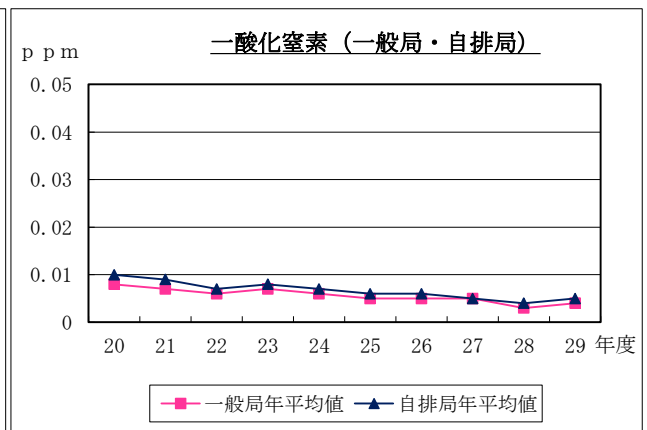
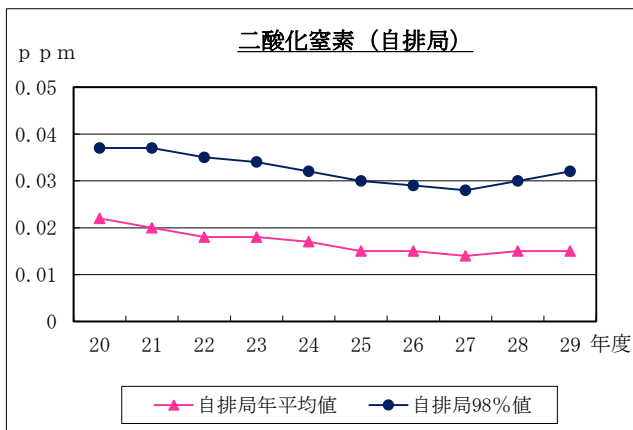
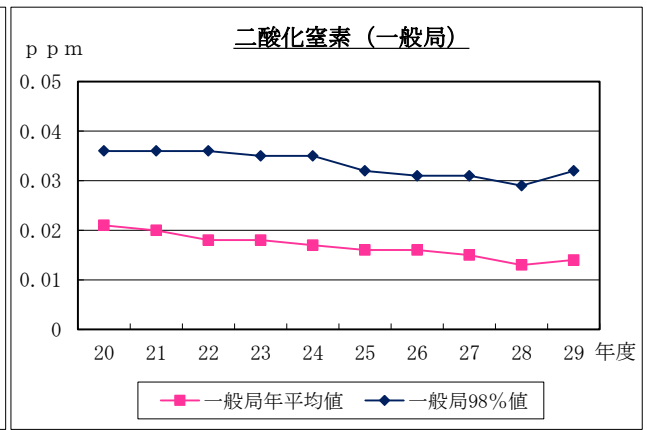
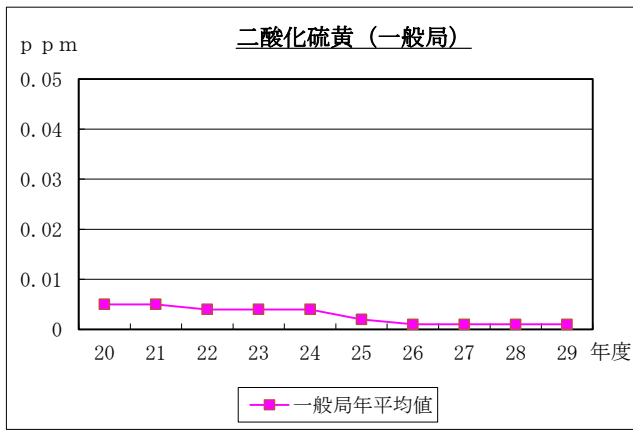
注1 単位は、浮遊粒子状物質が mg/m^3 、その他は ppm です。

注2 二酸化窒素の98%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から98%に相当するもの(365日分のデータがある場合は低い方から358番目の値)です。

注3 オキシダントの値は昼間(5~20時)の平均値、1年間で0.06ppmを超えた時間数が0の場合のみ環境基準を達成したと評価されます。

注4 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始しています。

図 測定項目別の大気常時監視測定結果



(2) 光化学大気汚染緊急時措置

神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、神奈川県が県内の光化学オキシダント濃度を確認し、地域区分ごとに光化学大気汚染緊急時措置を発令します。

茅ヶ崎市では県の発令を受けて、市民の皆さんに防災無線などで情報提供しています。

光化学大気汚染緊急時措置の発令基準及び解除基準

		注意報	警報	重大警報
光化学オキシダント	発令基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	1時間値 0.12ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値 0.24ppm以上である大気汚染の状態になったとき	1時間値 0.4ppm以上である大気汚染の状態になったとき
	解除基準 (気象条件からみて各欄の基準が継続すると認められることを条件とする)	発令基準未滿となったとき	1 発令基準未滿となったにもかかわらず、なお汚染が継続すると予想されるときは注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未滿となり、その状況が継続すると認められるときは注意報に切り換えることなく解除する	1 発令基準未滿となったにもかかわらずなお汚染が継続すると予想されるときは警報または注意報に切り換える 2 注意報の発令基準未滿となり、その状況が継続すると認められるときは警報または注意報に切り換えることなく解除する

光化学大気汚染緊急時措置等の発令地域区分

地域	市町村	地域	市町村
横浜	横浜市	西 湘 (2市8町)	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町
川崎	川崎市		
相模原	相模原市		
横須賀	横須賀市		
三浦	三浦市		
湘 南 (5市4町)	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町	県 央 (7市1町1村)	秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

(2) - 1 光化学大気汚染緊急時措置の発令状況 (平成29年度)

茅ヶ崎市が含まれる湘南地域の発令は注意報が4日ありましたが、市内の測定局が最高濃度を記録した日はありません。

回数	月日	発令～解除時刻	発令地域	緊急時措置の区分	光化学オキシダント最高濃度の状況	
					濃度(ppm)	測定局
1	5月12日	15:40～16:50	湘南	注意報	0.125	平塚市旭小学校
2	6月23日	13:20～16:20	横浜	注意報	0.138	鶴見区生麦小学校
		13:20～16:20	川崎	注意報	0.120	幸スポーツセンター
		13:20～16:20	湘南	注意報	0.123	藤沢市湘南台文化センター
3	7月8日	11:20～15:20	川崎	注意報	0.194	登戸小学校
4	8月9日	13:20～16:50	横須賀	注意報	0.128	横須賀市久里浜行政センター
		13:20～18:20	湘南	注意報	0.141	平塚市旭小学校
		14:20～17:20	横浜	注意報	0.122	神奈川区総合庁舎
		14:20～16:50	川崎	注意報	0.133	幸スポーツセンター
		16:20～18:20	西湘	注意報	0.146	南足柄市生駒
		16:20～18:20	県央	注意報	0.134	伊勢原市役所
5	8月23日	12:20～14:20	川崎	注意報	0.122	川崎市第4庁舎
		14:20～16:50	横浜	注意報	0.133	金沢区長浜
6	8月24日	14:20～16:20	湘南	注意報	0.123	平塚市大野公民館
		14:20～16:20	県央	注意報	0.125	伊勢原市役所
7	8月25日	16:20～18:20	横浜	注意報	0.136	栄区上郷小学校
		16:20～18:20	横須賀	注意報	0.135	横須賀市追浜行政センター
8	8月26日	14:20～15:20	横浜	注意報	0.129	中区本牧

注 太字は、湘南地域 (茅ヶ崎市が含まれる地域) に注意報等が発令されたことを示します。

(2) - 2 光化学大気汚染緊急時措置の経年変化

平成29年度に発令した緊急時措置により、健康被害を届出た人は茅ヶ崎市内、神奈川県内ともにいませんでした。市内では、平成22年以降、健康被害を届出た人はいません。

	年度	15	16	17	18	19	20	21	22
	神奈川県	発令日数	6	16	7	14	20	11	4
被害の発生日数		2	3	2	5	3	2	2	2
被害の届出者数		17	4	276	199	4	14	5	26
茅ヶ崎市	発令日数	2	5	3	12	7	5	2	7
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	1
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	*5

	年度	23	24	25	26	27	28	29
	神奈川県	発令日数	5	5	16	9	10	6
被害の発生日数		1	0	3	0	0	0	0
被害の届出者数		1	0	75	0	0	0	0
茅ヶ崎市	発令日数	4	0	10	3	3	3	4
	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0

注 茅ヶ崎市内における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。

(3) 窒素酸化物測定

大気中の窒素酸化物を把握するため、PTIO法により測定しました。

市内全域は市内を9メッシュに分割し年4回、交通量の多い国道134号線および市道0121号線（鉄砲通り）路線沿いは年2回測定しました。

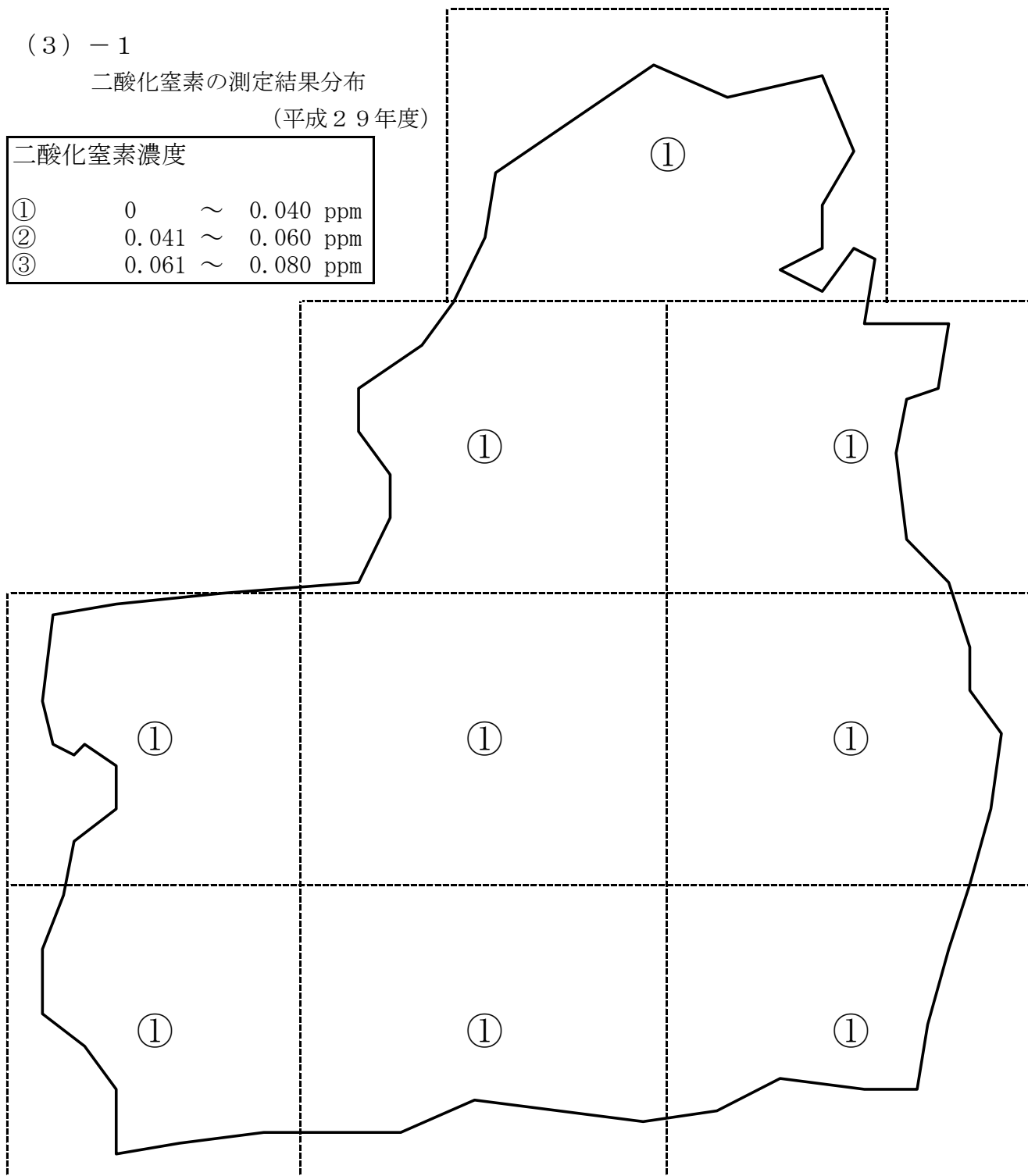
測定の結果、市内全域及び交通量の多い路線沿いともに濃度区分が最も低い区分に分類されました。

(3) - 1

二酸化窒素の測定結果分布

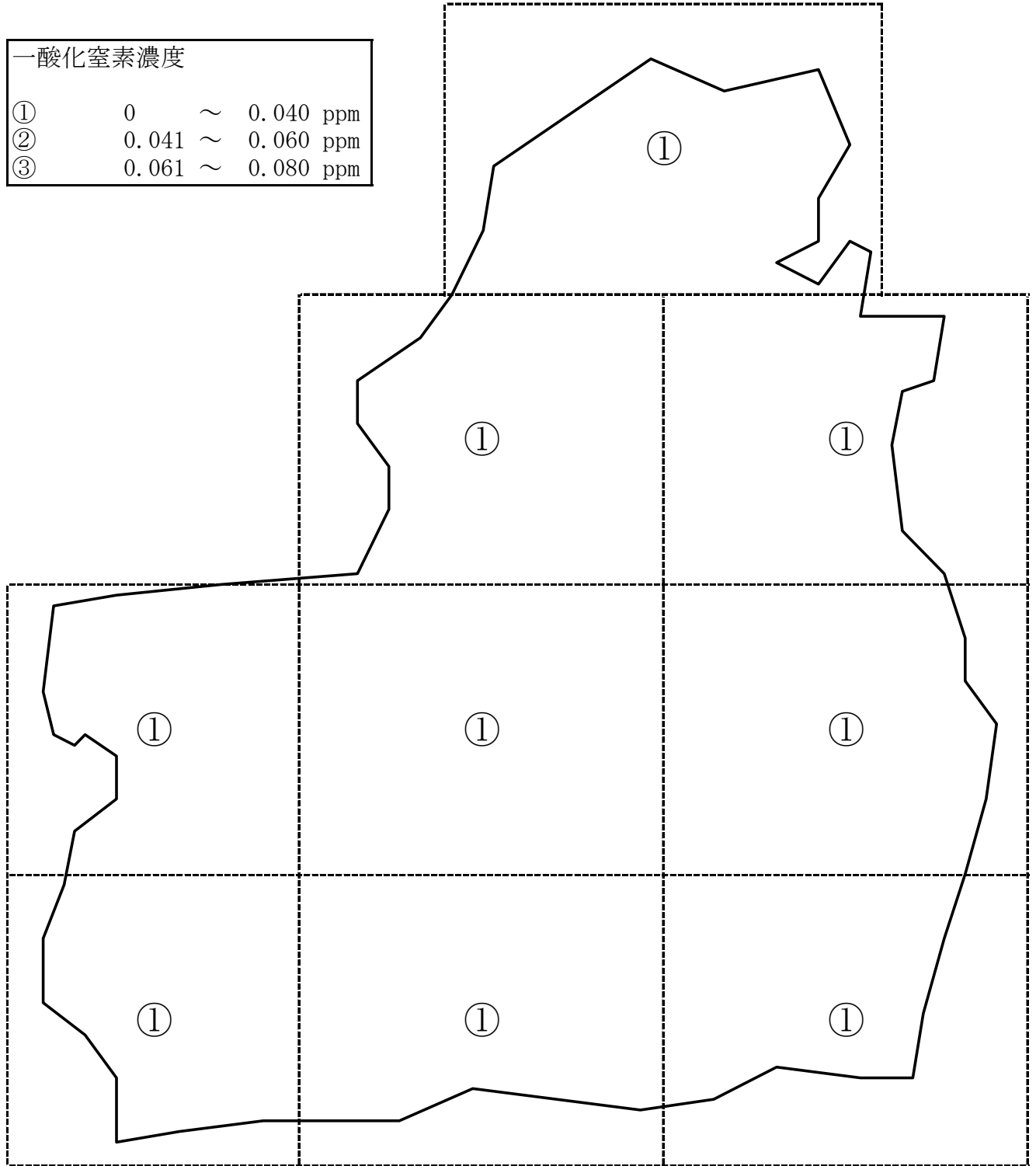
(平成29年度)

二酸化窒素濃度		
①	0	～ 0.040 ppm
②	0.041	～ 0.060 ppm
③	0.061	～ 0.080 ppm



(3) - 2 一酸化窒素の測定結果分布 (平成29年度)

一酸化窒素濃度		
①	0	～ 0.040 ppm
②	0.041	～ 0.060 ppm
③	0.061	～ 0.080 ppm



(3) - 3 国道134号線・市道0121線沿線の測定結果

(夏季)

(単位:ppm)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
周辺	0.021	0.016	0.036	0.007	0.009	0.009	0.009	0.022	0.019	0.012	0.015	0.034
沿線南側	0.023	0.026	0.045	0.006	0.008	0.009	0.021	0.026	0.022	0.009	0.014	0.043
沿線北側	0.031	0.019	0.036	0.009	0.010	0.015	0.009	0.027	0.023	0.014	0.022	0.031
年度	25	26	27	28	29							
周辺	0.004	0.006	0.024	0.006	0.005							
沿線南側	0.003	0.005	0.036	0.006	0.009							
沿線北側	0.009	0.009	0.025	0.005	0.005							

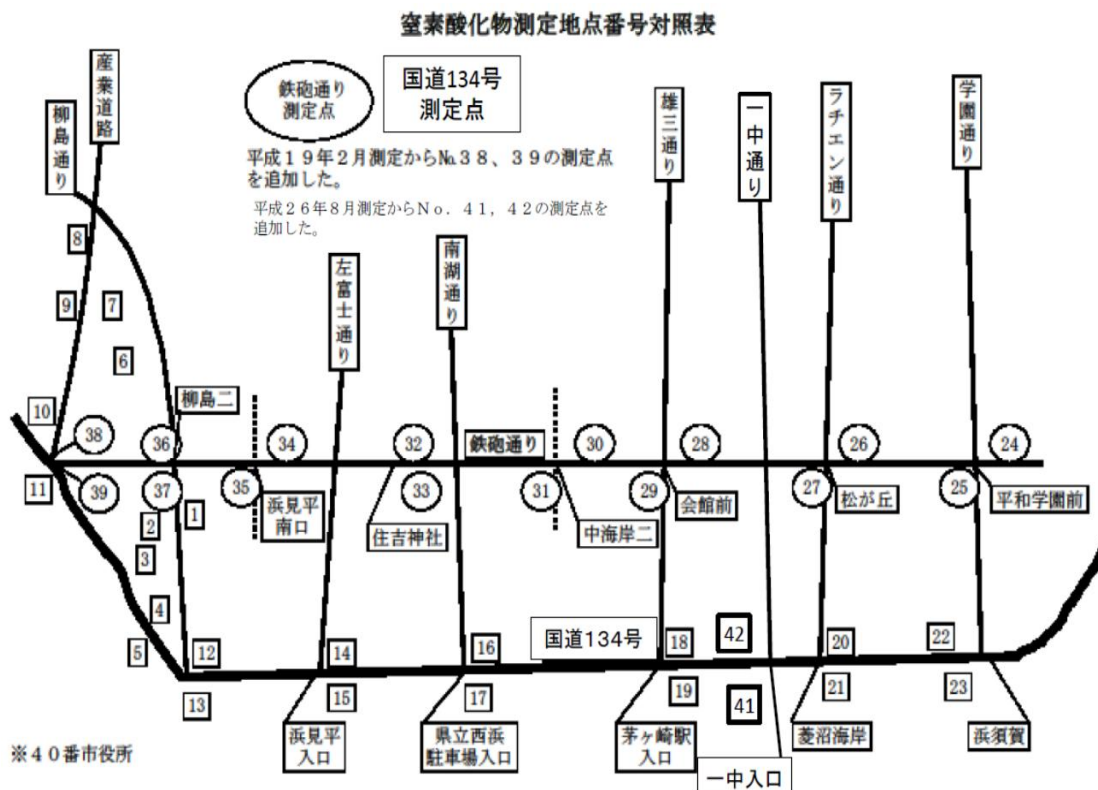
(冬季)

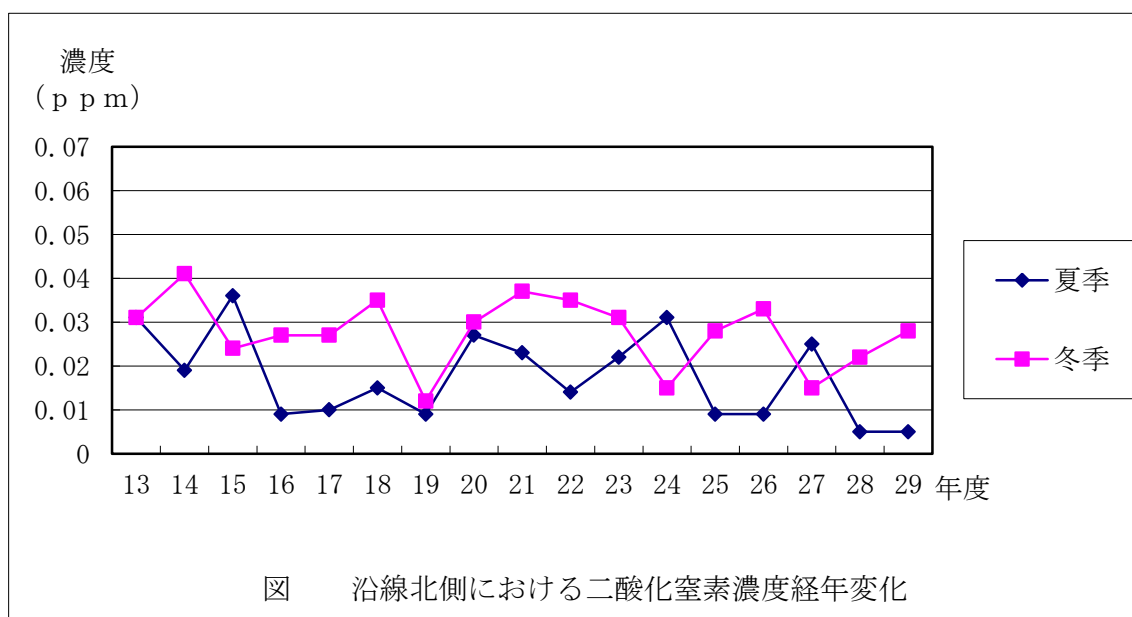
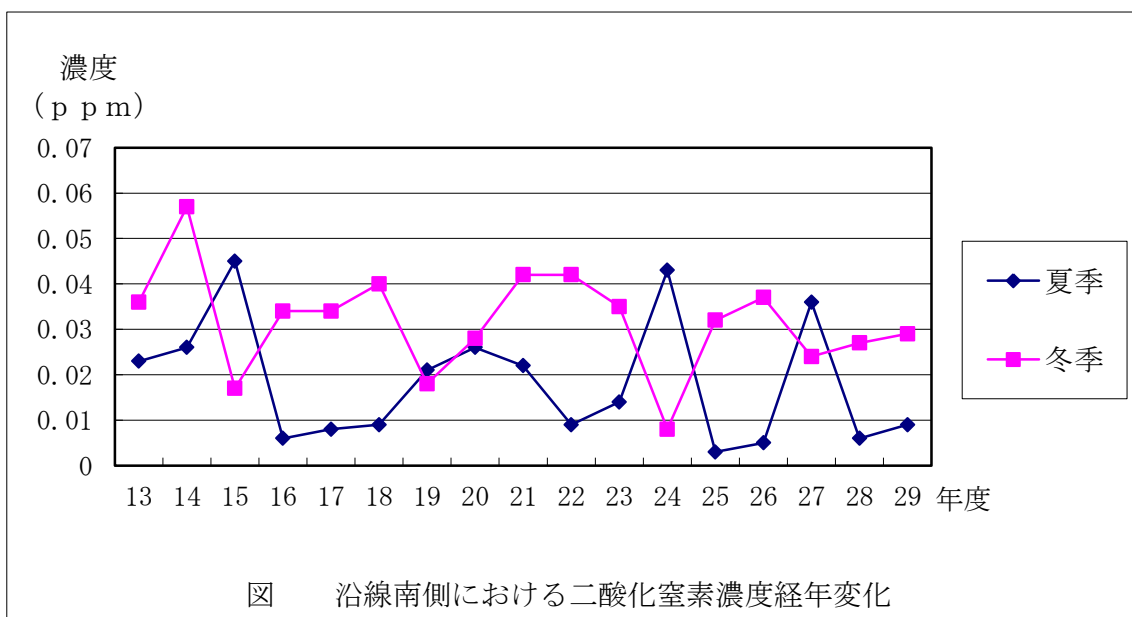
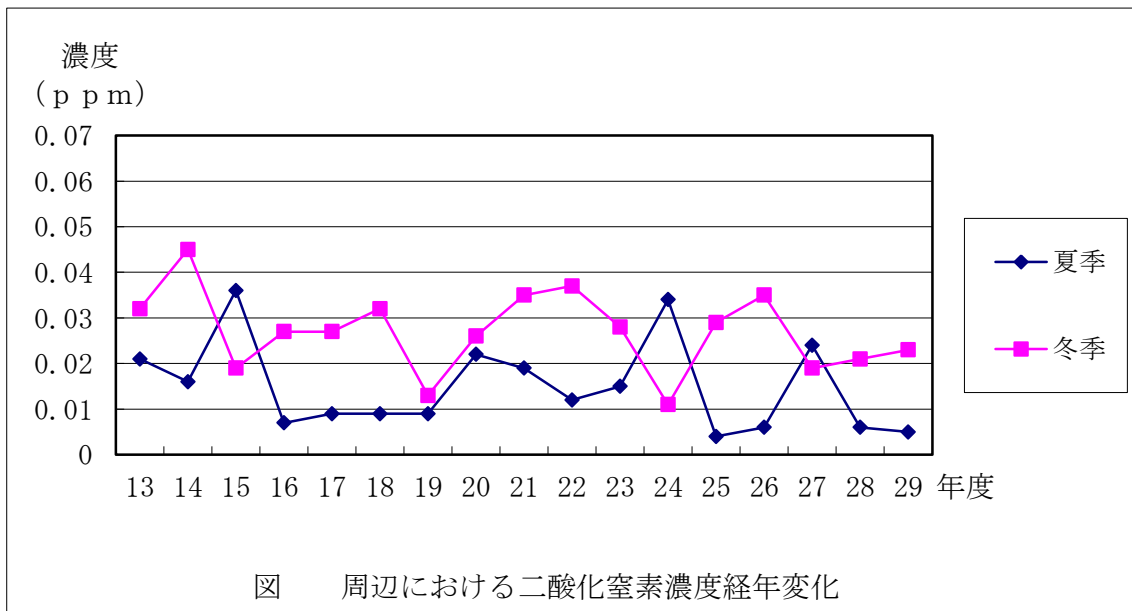
(単位:ppm)

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
周辺	0.032	0.045	0.019	0.027	0.027	0.032	0.013	0.026	0.035	0.037	0.028	0.011
沿線南側	0.036	0.057	0.017	0.034	0.034	0.040	0.018	0.028	0.042	0.042	0.035	0.008
沿線北側	0.031	0.041	0.024	0.027	0.027	0.035	0.012	0.030	0.037	0.035	0.031	0.015
年度	25	26	27	28	29							
周辺	0.029	0.035	0.019	0.021	0.023							
沿線南側	0.032	0.037	0.024	0.027	0.029							
沿線北側	0.028	0.033	0.015	0.022	0.028							

- 注1 周辺とは下図の1から9までの調査地点です。
 注2 沿線南側とは10から23までの奇数番号地点です。
 注3 沿線北側とは10から23までの偶数番号地点です。

134号線沿線二酸化窒素調査地点図





注意：測定時の気象条件（降雨や風向きなど）が異なるため、二酸化窒素濃度のばらつきが大きい場合があります。

(4) ダイオキシン類

ダイオキシン類はダイオキシン類対策特別措置法に基づき神奈川県が測定していますが、茅ヶ崎市では法に準じて自主的な測定を実施しています。

測定した全ての結果において、環境基準の超過はありません。

(4) - 1 ダイオキシン類濃度測定結果 (平成29年度)

ア 一般環境大気中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/m³)

測定地点	平成29年 8月24日～8月31日	平成30年 1月25日～2月1日	年平均値	大気環境 基準
茅ヶ崎市役所 小出支所	0.011	0.020	0.016	0.6

イ 一般環境土壌中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/g)

測定地点	平成29年 8月25日	土壌環境 基準
小出青少年広場	5.5	1,000

ウ 一般環境河川水質中ダイオキシン類濃度 (単位: pg-TEQ/L)

調査地点	平成29年11月27日	水質環境基準
小出川 (下町屋橋)	0.18	1.0
千ノ川 (古相模橋)	0.26	
駒寄川 (北陵橋)	0.067	

注 本調査では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) をまとめてダイオキシン類と称しています。

(4) - 2 一般環境大気及び土壤中ダイオキシン類経年測定結果一覧
これまでに環境基準を超過した結果はありません。

ア) 一般環境大気

(単位：p.p.g-T.E.Q/m³)

調査地点	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	環境基準値
松林公民館	0.13	0.32	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
芹沢スポーツ広場	0.15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴籠公民館	0.12	0.29	0.16	-	-	-	-	-	-	-	0.026	-	-	-	-	-	-	-	-
海岸青少年会館	0.10	-	0.13	0.066	0.049	0.063	-	-	-	-	0.023	-	-	-	-	-	-	-	-
小和田公民館	0.11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014	-	0.020	-	-	-	-
茅ヶ崎市役所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉会館	-	0.24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6
茅ヶ崎市役所 小田支所	-	0.29	0.13	0.080	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.016
つつじ学園	-	0.26	0.11	-	0.059	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.014	-	-
小和田地区コミュニティセンター	-	-	-	-	-	0.097	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鶴籠東コミュニティセンター	-	-	-	-	-	-	0.052	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
民俗資料館(旧和田家)	-	-	-	-	-	-	-	0.039	-	-	-	0.019	-	-	-	-	-	-	-
コミュニティセンター(湘南)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩園いごいの里	-	-	-	-	-	-	-	0.038	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茅ヶ崎市子どもセンター	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.024	-	-

イ) 一般環境土壌

(単位：p.p.g-T.E.Q/g)

調査地点	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	環境基準値
室田第2公園	1.1	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
芹沢スポーツ広場	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩園第3公園	0.68	4.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茅ヶ崎公園	0.68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小和田公民館	5.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福祉会館	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小出青少年広場	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松が丘第2公園	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.5
萩園第2公園	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南湖第一公園	-	4.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清水公園	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富士見町公園	-	0.079	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤羽根青少年広場	-	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高田第一公園	-	4.5	-	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西羽根公園	-	2.5	-	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
丹蔵第2青少年広場	-	-	-	-	0.77	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浜之郷公園	-	-	-	-	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川第2公園	-	-	-	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
津戸公園	-	-	-	-	-	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共恵第一公園	-	-	-	-	-	-	8.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西久保広町公園	-	-	-	-	-	-	-	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
萩園下河原公園	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
赤松公園	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中海屋第二公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0	-	-	-	-	-	-	-	-
下寺尾東方公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-
松浪公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1	-	-	-	-	-	-
さくら公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	-	-	-	-	-
平和町公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東小和田公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.98	-	-	-
下町屋北公園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-

1,000

(5) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、大気汚染防止法に基づき神奈川県が測定していますが、茅ヶ崎市では法に準じて自主的な測定を実施しています。

測定した全ての結果において、環境基準の超過はありません。

(5) - 1 有害大気汚染物質濃度測定結果 (平成29年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

調査項目	茅ヶ崎市役所 小出支所		年平均値	環境基準値等
	平成29年 8月24日～8月25日	平成30年 1月25日～1月26日		
ベンゼン	1.4	1.4	1.4	3
トリクロロエチレン	0.25	0.60	0.42	200
テトラクロロエチレン	0.066	0.049	0.058	200
ジクロロメタン	4.8	1.9	3.4	150
アクリロニトリル	0.031	0.009	0.020	※2
1,3-ブタジエン	0.047	0.13	0.088	※2.5
クロロホルム	0.33	0.18	0.26	※18
1,2-ジクロロエタン	0.060	0.058	0.059	※1.6
アセトアルデヒド	4.6	2.8	3.7	設定なし
トルエン	27	20	24	設定なし
ホルムアルデヒド	4.1	1.5	2.8	設定なし

(環境基準値等の※は指針値)

※「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(指針値)を評価指標としています。

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

(5) - 2 市内一般環境大気中有害大気汚染物質経年測定結果一覧（平成12年度～平成29年度）
 これまでに環境基準及び指針値を超過した項目はありません。

測定年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
測定地点	松林公民館	松林公民館	松林公民館	海岸青少年会館	海岸青少年会館	海岸青少年会館
	芹沢スポーツ広場	茅ヶ崎市役所小出支所	茅ヶ崎市役所小出支所			
	鶴嶺公民館	鶴嶺公民館	鶴嶺公民館			
	海岸青少年会館	福祉会館	海岸青少年会館			
	小和田公民館	つつじ学園	つつじ学園	茅ヶ崎市役所 小出支所	小和田地区 コミュニティーセンター	鶴嶺東 コミュニティーセンター
①	アクリロニトリル	—	—	0.064	<0.1	0.063
②	アセトアルデヒド	—	—	2.4	2.9	4.4
③	塩化ビニルモノマー	—	—	0.096	0.034	<0.1
④	クロロホルム	—	—	—	0.18	0.26
⑤	酸化エチレン	—	—	—	—	0.022
⑥	1, 2 - ジクロロエタン	—	—	—	0.095	<0.04
⑦	ジクロロメタン	2.2	—	—	2.5	1.7
⑧	テトラクロロエチレン	—	—	—	0.47	0.25
⑨	トリクロロエチレン	—	—	—	0.92	0.75
⑩	1, 3 - ブタジエン	—	0.46	—	0.21	0.10
⑪	ベンゼン	2.1	2.8	2.4	1.9	0.94
⑫	ベンゾ [a] ピレン	—	—	—	0.22	<0.1
⑬	ホルムアルデヒド	—	4.3	—	2.6	1.4
⑭	水銀及びその化合物	3.0	—	—	—	—
⑮	ニッケル化合物	—	—	6.6	—	—
⑯	ヒ素及びその化合物	—	—	—	1.2	—
⑰	ベリリウム及びその化合物	—	—	—	0.023	—
⑱	マンガン及びその化合物	—	—	—	—	28
⑲	クロム及びその化合物	—	—	—	—	18

測定年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
測定地点	民俗資料館 (旧和田家)	コミュニティー 湘南	茅ヶ崎市 老人憩いの家 萩園いこいの里	小和田地区 コミュニティーセンター	海岸青少年会館	民俗資料館 (旧和田家)
①	アクリロニトリル	—	—	0.037	0.020	0.036
②	アセトアルデヒド	2.7	2.5	—	—	4.2
③	塩化ビニルモノマー	—	0.013	0.14	0.023	—
④	クロロホルム	0.11	0.13	0.086	0.17	0.13
⑤	酸化エチレン	—	—	—	—	0.066
⑥	1, 2 - ジクロロエタン	—	0.056	0.056	0.098	0.11
⑦	ジクロロメタン	—	3.8	2.2	1.3	—
⑧	テトラクロロエチレン	—	0.15	0.34	0.19	—
⑨	トリクロロエチレン	—	0.43	0.54	0.55	—
⑩	1, 3 - ブタジエン	0.27	0.20	0.11	0.15	—
⑪	ベンゼン	1.8	1.3	1.3	1.3	0.80
⑫	ベンゾ [a] ピレン	—	—	—	—	0.24
⑬	ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—
⑭	水銀及びその化合物	—	—	—	—	—
⑮	ニッケル化合物	2.3	—	—	—	—
⑯	ヒ素及びその化合物	2.0	—	—	1.4	0.83
⑰	ベリリウム及びその化合物	0.011	—	—	0.024	0.019
⑱	マンガン及びその化合物	24	—	—	—	30
⑲	クロム及びその化合物	5.4	—	—	—	4.2

測定年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
測定地点	小和田公民館	鶴嶺公民館	小和田公民館	小和田地区 コミュニティセンター	茅ヶ崎市 こどもセンター	茅ヶ崎市役所 小出支所
① アクリロニトリル	0.057	0.035	0.028	—	0.028	0.020
② アセトアルデヒド	3.0	—	—	2.2	1.8	3.7
③ 塩化ビニルモノマー	0.037	0.040	0.022	—	—	—
④ クロロホルム	0.11	0.19	0.18	0.15	0.13	0.26
⑤ 酸化エチレン	0.067	—	—	—	—	—
⑥ 1, 2 -ジクロロエタン	0.061	0.079	0.098	0.13	0.037	0.059
⑦ ジクロロメタン	1.1	1.9	1.2	5.6	1.1	3.4
⑧ テトラクロロエチレン	0.14	0.32	0.16	0.059	0.027	0.058
⑨ トリクロロエチレン	0.29	0.40	0.46	0.26	0.09	0.42
⑩ 1, 3 -ブタジエン	—	0.13	—	0.060	0.041	0.088
⑪ ベンゼン	0.64	1.3	0.98	0.98	0.50	1.4
⑫ ベンゾ [a] ピレン	—	—	—	—	—	—
⑬ ホルムアルデヒド	3.5	—	—	1.6	1.4	2.8
⑭ 水銀及びその化合物	—	2.3	—	—	—	—
⑮ ニッケル化合物	—	2.0	—	—	—	—
⑯ ヒ素及びその化合物	—	—	—	—	—	—
⑰ ベリリウム及びその化合物	—	—	0.0078	—	—	—
⑱ マンガン及びその化合物	—	—	12	4.9	—	—
⑲ クロム及びその化合物	—	—	4.0	1.4	—	—

測定年度	大気環境基準 ※指針値
測定地点	
① アクリロニトリル	※2
② アセトアルデヒド	設定なし
③ 塩化ビニルモノマー	※10
④ クロロホルム	※18
⑤ 酸化エチレン	設定なし
⑥ 1, 2 -ジクロロエタン	※1.6
⑦ ジクロロメタン	150
⑧ テトラクロロエチレン	200
⑨ トリクロロエチレン	200
⑩ 1, 3 -ブタジエン	※2.5
⑪ ベンゼン	3
⑫ ベンゾ [a] ピレン	設定なし
⑬ ホルムアルデヒド	設定なし
⑭ 水銀及びその化合物	※40
⑮ ニッケル化合物	※25
⑯ ヒ素及びその化合物	※6
⑰ ベリリウム及びその化合物	設定なし
⑱ マンガン及びその化合物	※140
⑲ クロム及びその化合物	設定なし

注1 単位は $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ($\mu\text{g}=0.000001\text{g}$)です。ただし、⑫、⑭～⑲は ng/m^3 ($\text{ng}=0.000000001\text{g}$)です。

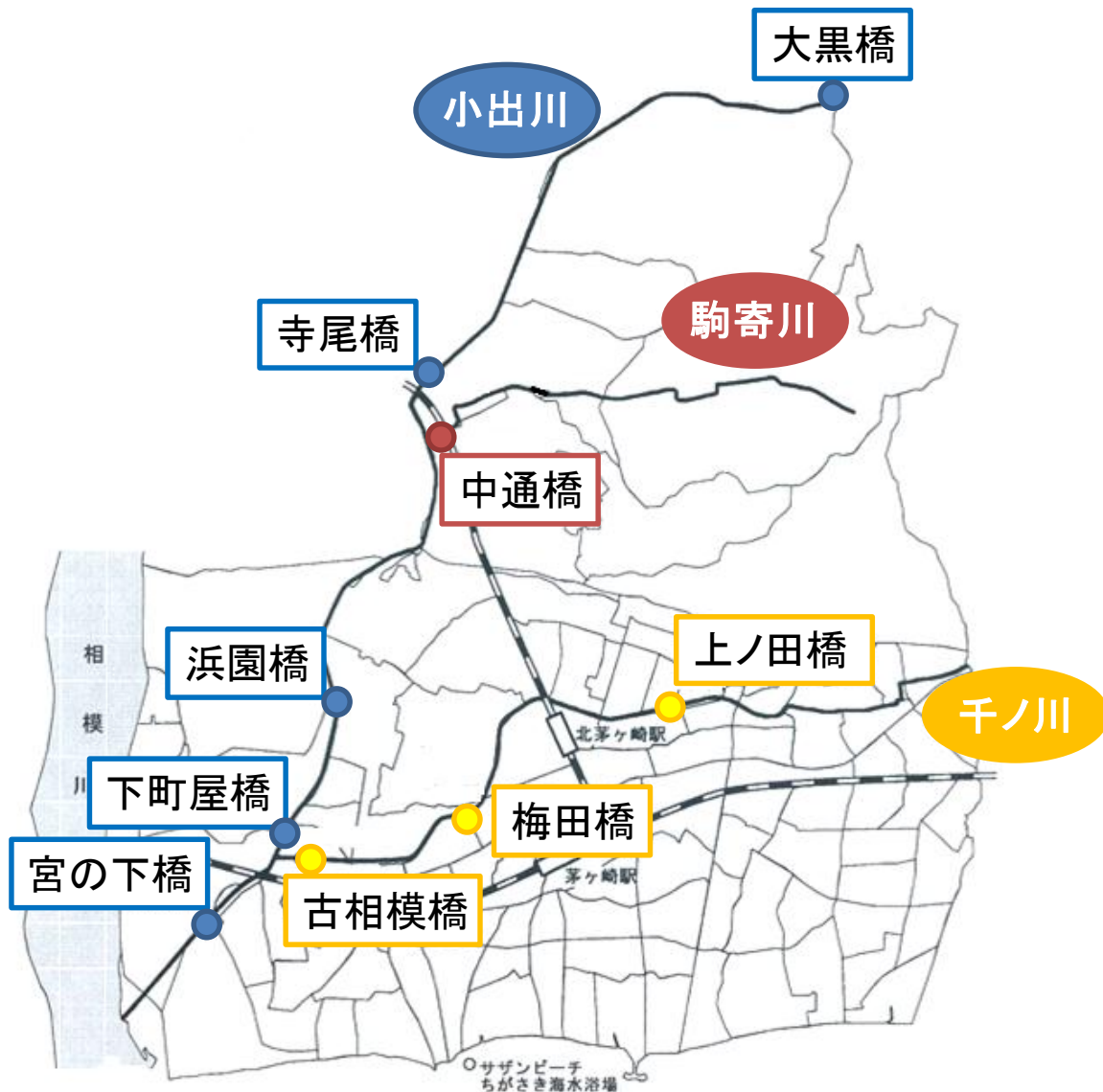
注2 この一覧は各地点年4回(23年度より年2回)の値を平均した上で、さらに全測定地点(18年度より1地点)の平均値を表したものです。

注3 ーは当該年度に測定していない項目です。

4-2 水 質 汚 濁

- (1) 河川（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (2) 海域（法第16条の測定計画に基づく測定）
- (3) 河川（市計画による自主測定）
- (4) 水浴場
- (5) 地下水（法第16条の測定計画に基づく測定）

河川等水質調査地点



- 【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川です。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計画に基づく調査でも宮の下橋で測定しています。
- 【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流しています。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定しています。
- 【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していましたが、現在は明確な源流はありません。国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流しています。定点調査では、本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定しています。

(1) 河川（法第16条の測定計画に基づく測定）

小出川の環境基準は神奈川県から指定されていませんので、小出川の合流先である相模川下流の環境基準（河川B類型）を準用して評価しました。

年12回測定した結果、BOD（75%値で評価）及び大腸菌群数（平均値で評価）で環境基準を超過しました。

区分	水域（支川）		相模川（小出川）				環境基準 （判定値）	
	類型		河川（B）					
	測定地点		宮の下橋					
測定項目（単位）	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n			
生活環境項目	pH		7.6	7.3	7.9	0/12	6.5以上8.5以下	
	BOD	(mg/L)	2.8 (75%値：3.4)	0.4	8.3	4/12	3以下	
	COD	(mg/L)	4.7 (75%値：5.8)	1.8	10	*/12	—	
	SS	(mg/L)	24	3	130	2/12	25以下	
	DO	(mg/L)	7.5	5.9	9.8	0/12	5以上	
	大腸菌群数	(MPN/100ml)	8,742	2800	22000	7/12	5000以下	
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	—	
	全窒素	(mg/L)	4.0	2.1	7.2	*/12	—	
	全磷	(mg/L)	0.30	0.14	0.64	*/12	—	
	全亜鉛	(mg/L)	0.010	0.002	0.043	*/12	—	
	ノニルフェノール	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	*/2	—	
	健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下
全シアン		(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと	
鉛		(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下	
六価クロム		(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下	
砒素		(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下	
総水銀		(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下	
ジクロロメタン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下	
四塩化炭素		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下	
1, 2-ジクロロエタン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下	
1, 1-ジクロロエチレン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		(mg/L)	0.0002	0.0002	0.0002	0/2	0.04以下	
1, 1, 1-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	1以下	
1, 1, 2-トリクロロエタン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下	
トリクロロエチレン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.03以下	
テトラクロロエチレン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.01以下	
1, 3-ジクロロプロペン		(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下	
チウラム		(mg/L)	<0.0005	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下	
シマジン		(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下	
チオベンカルブ		(mg/L)	<0.0003	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下	
ベンゼン		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下	
セレン		(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下	
ふっ素		(mg/L)	0.13	0.12	0.13	0/6	0.8以下	
ほう素		(mg/L)	0.07	0.03	0.17	0/6	1以下	
亜硝酸性窒素		(mg/L)	0.13	0.06	0.2	*/12	—	
硝酸性窒素		(mg/L)	2.2	1.1	4.4	*/12	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		(mg/L)	2.3	1.2	4.5	0/12	10以下	
特殊項目		フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	(0.5以下)
		銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)
	溶解性鉄	(mg/L)	0.09	<0.02	0.19	0/6	(1以下)	
	溶解性マンガン	(mg/L)	0.02	<0.01	0.13	0/6	(1以下)	
その他の項目	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	—	
	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.92	0.20	1.6	*/12	—	
	磷酸態磷	(mg/L)	0.26	0.14	0.56	*/12	—	
	電気伝導率	(mS/m)	71	35	290	*/12	—	
	塩化物イオン	(mg/L)	117	37	720	*/12	—	
観測項目	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	0.04	*/6	—	
	透視度	(cm)	51	10	100	*/12	—	
	気温	(℃)	18.1	8.3	30.4	*/12	—	
	水温	(℃)	18.0	8.2	29.3	*/12	—	
流量	(m ³ /s)	0.42	0.01	1.3	*/12	—		

注1 pHからDOの平均値（最小値・最大値）及び観測項目については、日間平均値の年間平均値（最小値・最大値）です。

注2 m/nは基準値等を超えた検体数/調査検体数（m：*は判定基準なし）です。

注3 75%値は日間平均値の年間全データ（n件）を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注4 特殊項目の判定値（環境基準の欄）は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注5 小出川は平成30年6月に類型指定されましたが、平成29年度時点では未指定のため、（B）と表記しています。

(2) 海域 (法第16条の測定計画に基づく測定)
 年12回測定した結果、環境基準を超過した項目はありません。

区分	測定項目 (単位)	水域	相模湾(2)				環境基準 (判定値)
		類型	海域 A				
		測定地点	茅ヶ崎沖 (緯度N35° 18' 06" 経度E139° 23' 49")				
		測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	
生活環境項目	pH		8.2	8.1	8.3	0/12	7.8以上8.3以下
	COD (mg/L)		1.4 (75%値: 1.4)	0.5	5.6	4/12	2以下
	DO (mg/L)		7.5	5.8	9.1	8/12	7.5以上
	大腸菌群数 (MPN/100ml)		98	<2	490	0/12	1000以下
	n-ヘキササン抽出物質 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
	全窒素 (mg/L)		0.35	0.13	2.9	*/12	—
	全リン (mg/L)		0.037	0.009	0.34	*/12	—
	全亜鉛 (mg/L)		0.0012	<0.0005	0.0073	*/12	—
健康項目	カドミウム (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/6	0.003以下
	全シアン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	鉛 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	六価クロム (mg/L)		<0.02	<0.02	<0.02	0/6	0.05以下
	砒素 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下
	総水銀 (mg/L)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	0.0005以下
	PCB (mg/L)		不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
	ジクロロメタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素 (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.004以下
	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.1以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.03以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.002以下
	チウラム (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン (mg/L)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン (mg/L)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.01以下
	セレン (mg/L)		<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.01以下
	亜硝酸性窒素 (mg/L)		<0.05	<0.05	<0.05	*/12	—
硝酸性窒素 (mg/L)		0.16	0.06	1.2	*/12	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		0.20	0.11	1.2	0/12	10以下	
特殊項目	フェノール類 (mg/L)		<0.005	<0.005	<0.005	0/2	(0.5以下)
	銅 (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(0.3以下)
	溶解性鉄 (mg/L)		<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(1以下)
	溶解性マンガン (mg/L)		<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(1以下)
	EPN (mg/L)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	(0.006以下)
その他の項目	ニッケル (mg/L)		<0.008	<0.008	<0.008	*/2	—
	アンモニア性窒素 (mg/L)		<0.04	<0.04	0.15	*/12	—
	磷酸態リン (mg/L)		0.020	0.007	0.15	*/12	—
	塩分 (‰)		33.85	31.73	34.76	*/12	—
	陰イオン界面活性剤 (mg/L)		<0.03	<0.03	<0.03	*/6	—
	クロロフィル a (µg/L)		1.5	<0.5	8.0	*/12	—
観測項目	透明度 (m)		7.2	3.0	11.0	*/12	—
	気温 (°C)		16.4	7.7	24.5	*/12	—
	水温 (°C)		18.7	11.9	25.6	*/12	—

注1 m/nは基準値等を越えた検体数/調査検体数 (m: *は判定基準なし) です。

注2 75%値は日間平均値の年間全データ (n件) を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値です。

注3 特殊項目の判定値 (環境基準の欄) は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10としています。

注4 EPNの判定値 (環境基準の欄) は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いています。

(3) 河川（市計画による自主測定）

市の自主的な取り組みとして、市内を流れる千ノ川、小出川及び駒寄川の水質汚濁の状況を年6回調査しています。

ア 千ノ川（平成29年度）

千ノ川は環境基準の指定がされないため、最終的な合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価しています。

千ノ川では、全ての調査地点で環境基準を超過した項目はありませんでした。

項目	地点名	上ノ田橋		梅田橋		古相模橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	18.9	11.9～25.5	17.7	11.4～25.4	17.5	9.1～26.8	—
	透視度(cm)	47	33～>50	49	45～>50	37	13～>50	—
生活環境項目	pH	7.2	6.8～7.6	7.2	6.8～7.6	7.2	6.7～7.7	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	2.5	1.0～4.3	3.0	1.2～3.8	3.0	0.4～4.8	3以下
	COD(mg/l)	8.4	4.4～17.0	3.0	1.6～4.4	3.7	2.4～6.0	—
	SS(mg/l)	5	1～21	4	1以下～7	16	2～58	25以下
	DO(mg/l)	6.8	6.1～7.3	7.2	5.4～8.6	7.0	4.8～9.3	5以上

イ 小出川（平成29年度）

小出川は環境基準の指定がされないため、合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価しています。

小出川では、全ての調査地点でBODで環境基準を超過しました。

項目	地点名	大黒橋		寺尾橋		浜園橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	17.5	10.7～26.0	16.7	7.8～28.7	16.0	6.9～26.7	16.3
	透視度(cm)	>50	>50～>50	41	16～>50	30	14～>50	35.0
生活環境項目	pH	7.4	7.0～7.8	7.1	6.7～7.6	7.1	6.7～7.5	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	3.7	0.1～6.2	4.7	3.5～5.7	3.9	1.0～6.0	3以下
	COD(mg/l)	7.9	3.2～23.2	5.4	3.4～6.6	6.4	4.2～10.0	—
	SS(mg/l)	1.8	1以下～6	10	1～22	16	1～42	25以下
	DO(mg/l)	8.7	6.3～11.3	7.9	5.3～10.0	7.1	5.5～9.1	5以上

項目	地点名	下町屋橋		宮の下橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	16.1	6.2～26.2	16.4	6.9～26.9	—
	透視度(cm)	38	16～>50	46	37～>50	—
生活環境項目	pH	7.2	6.8～7.6	7.3	6.8～7.7	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	4.2	1.8～7.0	3.6	1.3～5.4	3以下
	COD(mg/l)	5.6	2.6～6.8	8.1	3.0～25.2	—
	SS(mg/l)	11	2～29	10	1～28	25以下
	DO(mg/l)	6.9	5.1～8.8	7.1	5.5～9.6	5以上

注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

図 千ノ川 BOD経年変化

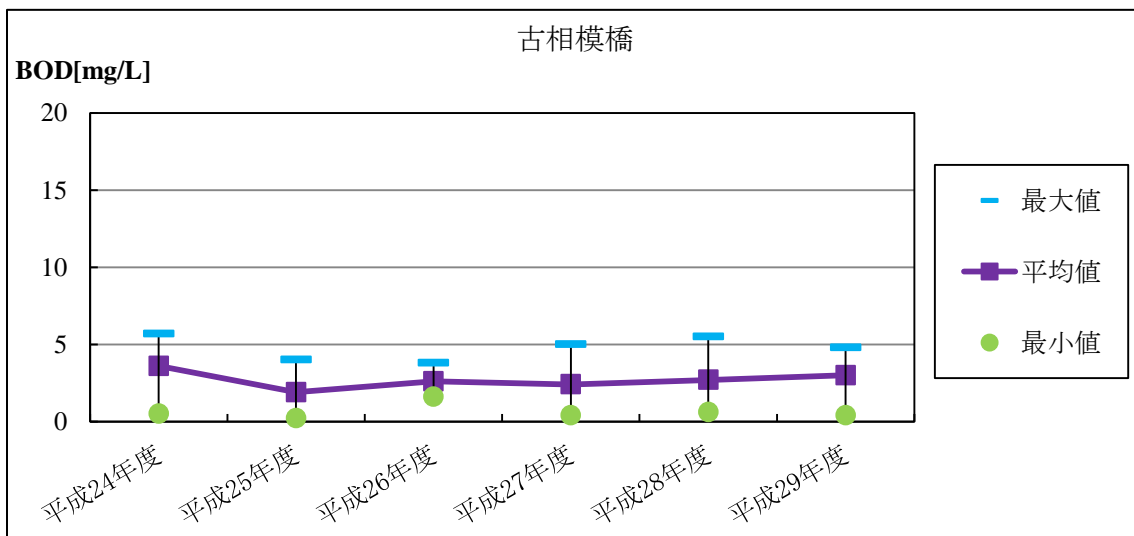
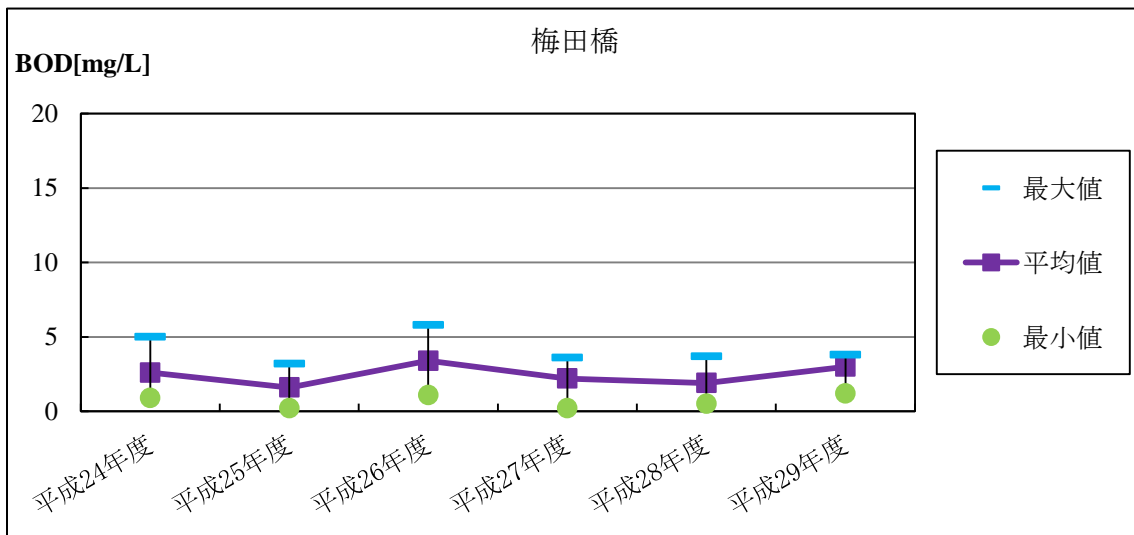
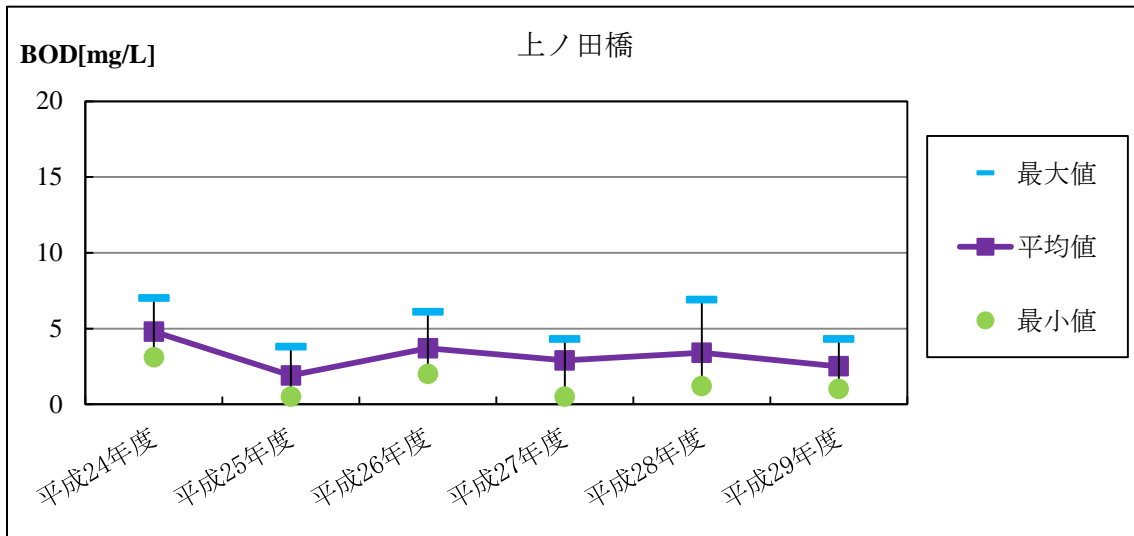
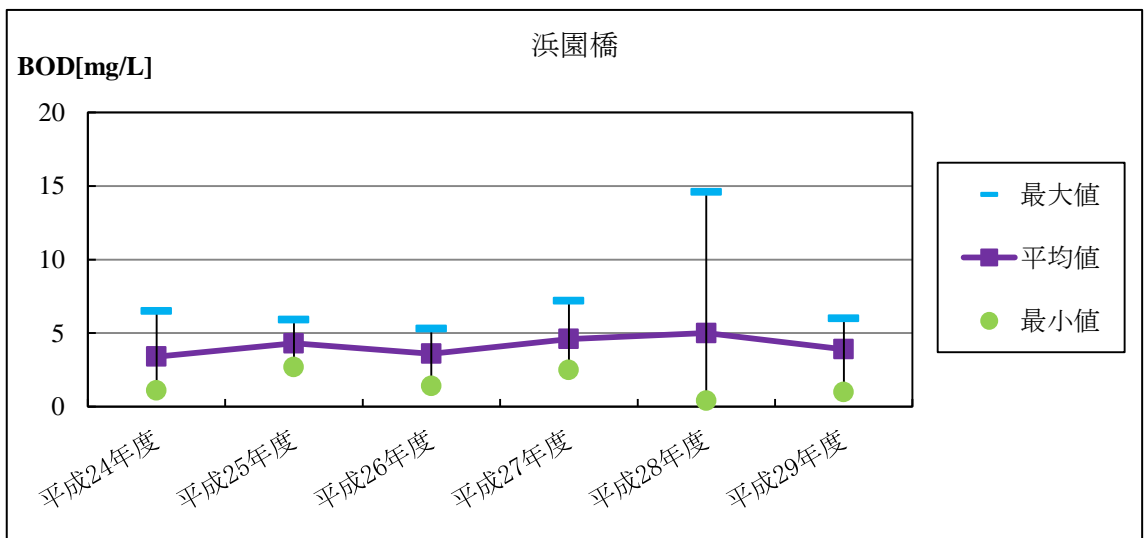
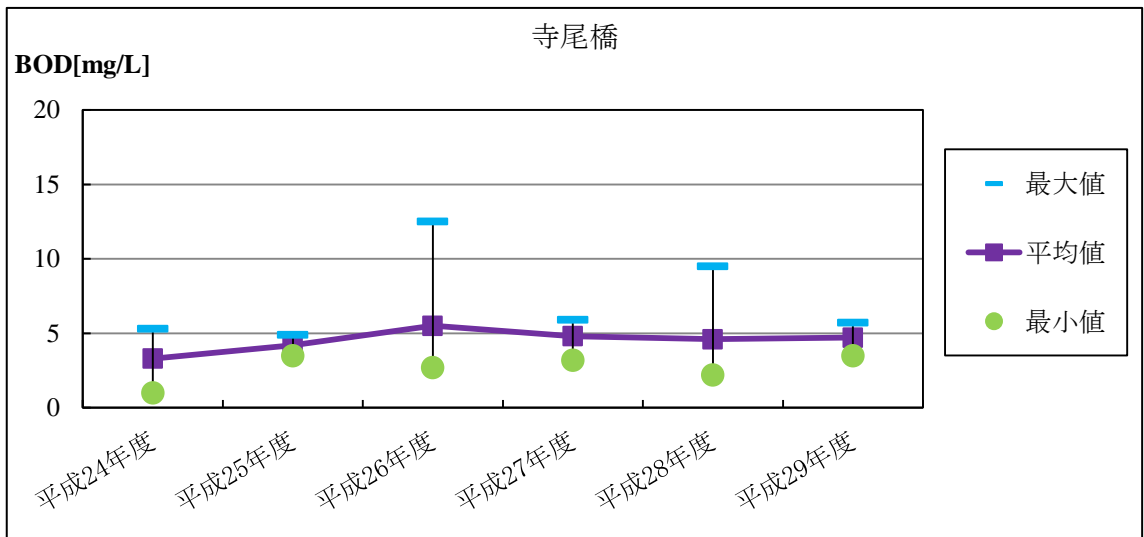
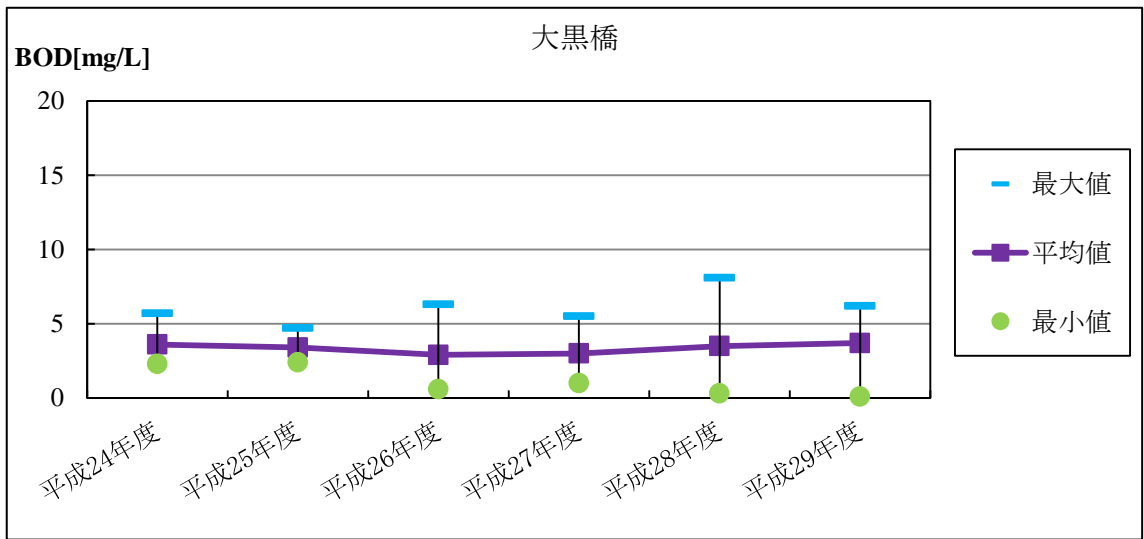
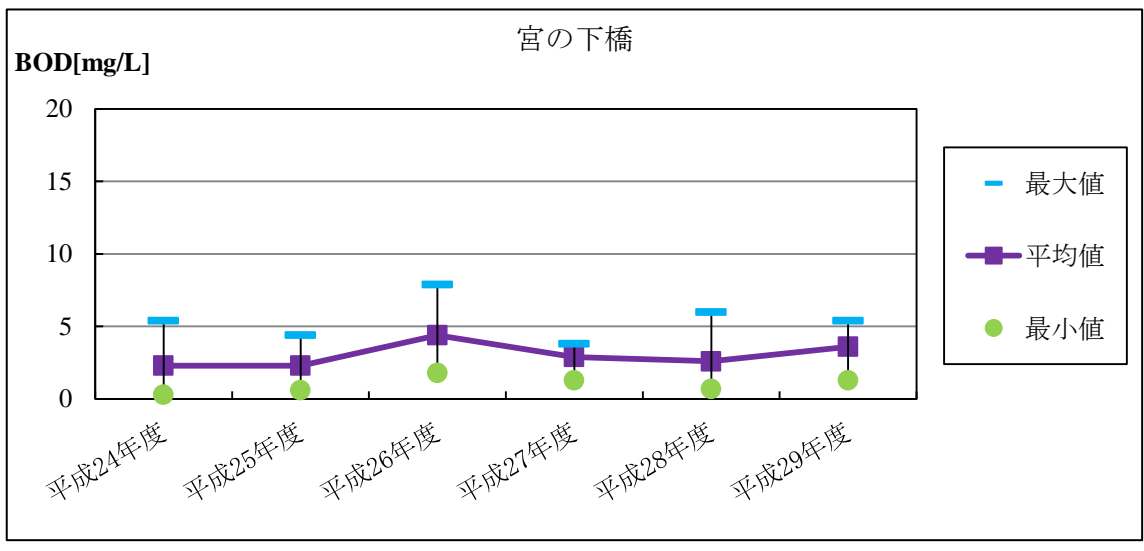
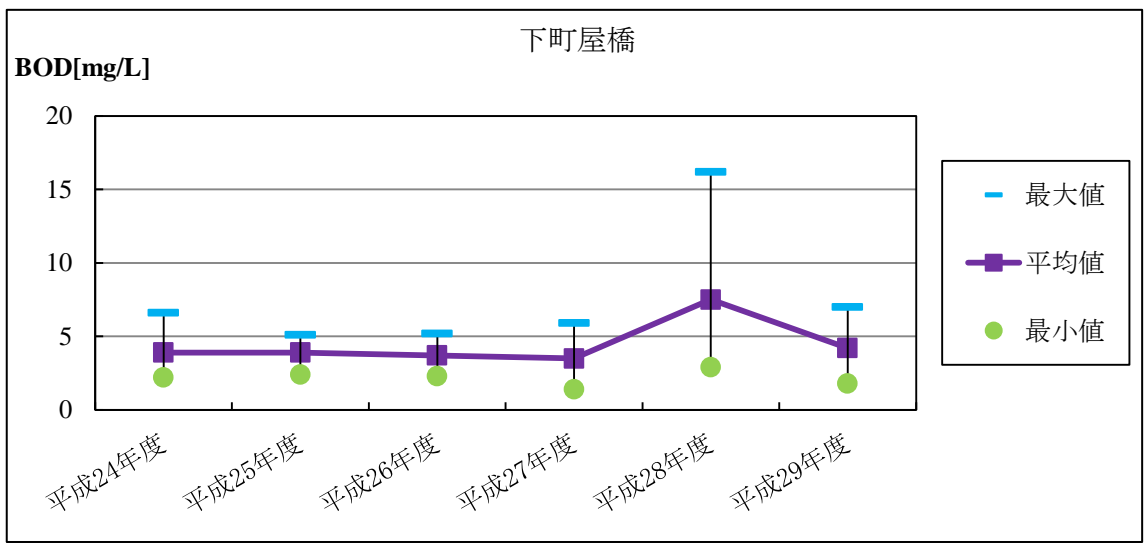


図 小出川 BOD経年変化





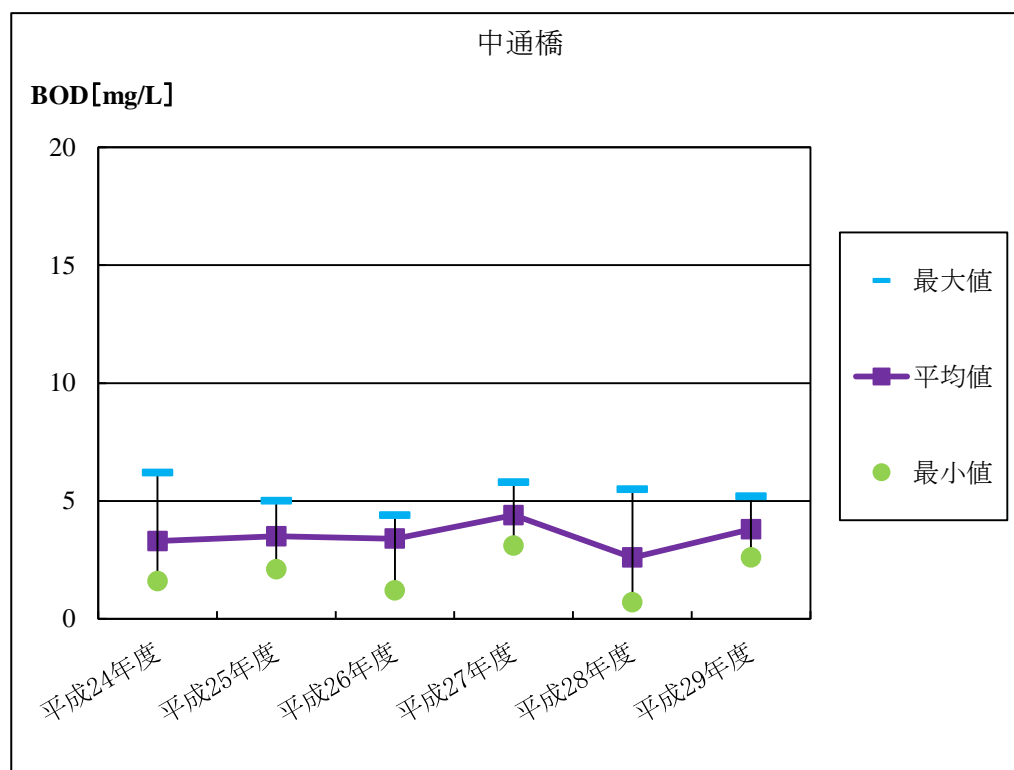
ウ 駒寄川（平成29年度）

駒寄川は環境基準の指定がされないため、最終的な合流先である相模川下流の河川B類型を準用して評価しています。

駒寄川では、中通橋でBODが環境基準を超過しました。

項目	地点名	中通橋		環境基準
		平均値	最小値～最大値	
観測項目	水温(℃)	17.0	8.1～27.5	—
	透視度(cm)	45	23～>50	—
生活環境項目	pH	7.3	6.7～7.6	6.5～8.5
	BOD(mg/l)	3.8	2.6～5.2	3以下
	COD(mg/l)	3.9	2.0～5.2	—
	SS(mg/l)	4	1以下～18	25以下
	DO(mg/l)	8.2	6.9～9.4	5以上

図 駒寄川 BOD経年変化



注1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均です。

(4) 水浴場

海水浴場として利用されているサザンビーチちがさきの水質等の状況を国に報告するため、海水浴場の開設前の5月と開設中7月に測定を実施しています。

平成29年度の水質測定の結果、開設前、開設後ともに判定は水質Bでした。

なお、病原性大腸菌O-157は不検出でした。

調査項目 調査時期	評価項目				判定	参考項目
	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度		O-157
5月 (海水浴場開設前)	不検出	なし	3.6mg/L	1m以上	水質B	不検出
7月 (海水浴場開設中)	不検出	なし	3.4mg/L	1m以上	水質B	不検出

水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

- ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・これら以外のものを「水質C」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限2個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下 (湖沼は3mg/L以下)	全透 (1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満 ~50cm以上
不適		1000個/100mLを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満※

注1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

注2 「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

注3 透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

(4) 地下水（水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定）

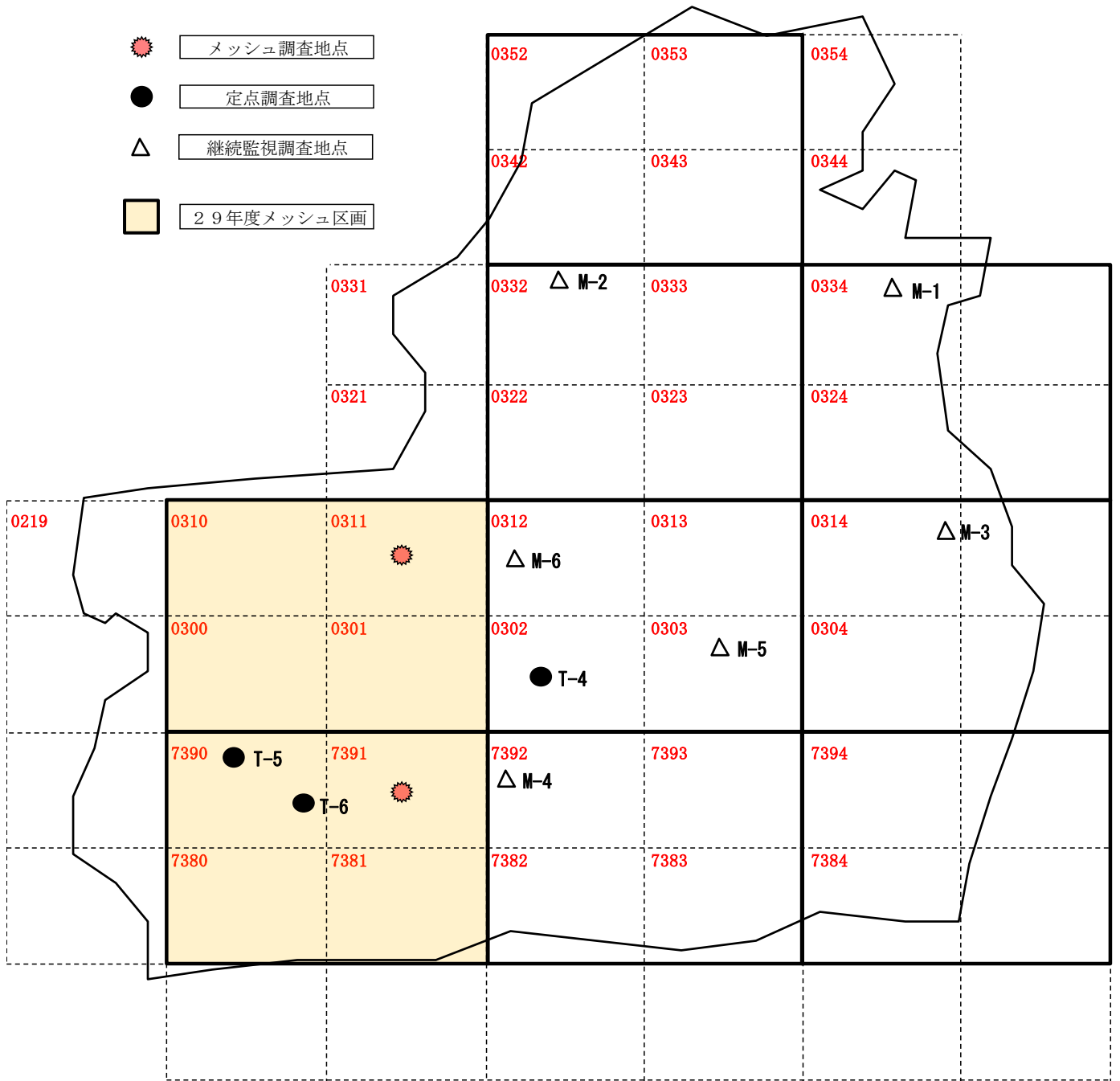
定点調査は全6地点を3地点ずつ隔年で調査しています。また、メッシュ調査は県全域を2kmメッシュに区画分けし、茅ヶ崎市内の9メッシュを4年サイクル（2メッシュを3年、3メッシュを1年）で調査しています。継続監視調査は、過去の地下水水質調査において環境基準を超過した項目があった地点を引き続き調査しており、平成29年度は6地点あります。

平成29年度の結果、定点調査及びメッシュ調査で環境基準の超過はありませんでした。また、継続監視調査では、全ての地点において、過去に環境基準を超過した項目等で環境基準を超過していました。

測定井戸情報

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の諸元	
				浅・深井戸	用途
1	定点	T-4	茅ヶ崎市茅ヶ崎	深井戸	工業用水
2	定点	T-5	茅ヶ崎市今宿	浅井戸	生活用水
3	定点	T-6	茅ヶ崎市下町屋	深井戸	一般飲用
4	メッシュ	0311	茅ヶ崎市浜之郷	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	7391	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水
6	継続監視調査	M-1	茅ヶ崎市堤	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-2	茅ヶ崎市下寺尾	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-3	茅ヶ崎市赤羽根	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-4	茅ヶ崎市十間坂	浅井戸	生活用水
10	継続監視調査	M-5	茅ヶ崎市本村	浅井戸	生活用水
11	継続監視調査	M-6	茅ヶ崎市円蔵	浅井戸	生活用水

図 地下水調査地点（平成29年度）



ア 地下水水質常時監視調査結果（定点調査及び継続監視調査・平成29年度）

定点調査では、環境基準の超過はありません。
 継続監視調査では、M-1、M-2、M-3、M-6は、過去に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過があったため、同物質を引き続き測定した結果、同様に環境基準の超過が確認されました。また、M-4、M-5は、過去にトリクロロエチレンの環境基準超過があったため、同物質及び分解生成物について測定した結果、M-4ではトリクロロエチレン、M-5ではトリクロロエチレンと1,1-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。

調査項目	定点調査				継続監視調査				単位 (mg/L)
	T-4	T-2	T-3	M-1	M-2	M-3	M-4	M-5	
カドミウム	0.003未満	0.003未満	0.003未満	-	-	-	-	-	-
全シアン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	-	-	-	-	-	-
鉛	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	-
六価クロム	0.02未満	0.02未満	0.02未満	-	-	-	-	-	-
砒素	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	-	-	-
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン	0.002以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004	0.0004未満	-	-	-	0.0002未満	0.0051	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002	0.0002未満	-	-	-	0.013	0.066	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.002未満	0.002未満	-	-	-	0.011	0.061	-
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	0.0025	0.0057	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	0.032	0.044	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満	-	-	-	-	-	-
チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満	-	-	-	-	-	-
シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満	11	12	12	-	-	13
亜硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	0.05未満	-	-	0.05未満
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.2	0.1未満	11	12	12	-	-	13
ふっ素	0.8以下	0.08未満	0.08未満	-	-	-	-	-	-
ほう素	1以下	0.03	0.12	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキササン	0.05以下	0.0002未満	0.0002未満	-	-	-	-	-	-
電気伝導率 (mS/m)	-	25	100	23	28	62	27	22	40
pH	※5.8~8.6	6.6	8.1	6.4	6.4	6.4	8.3	8.3	7.1
水温 (°C)	-	20.0	18.5	18.5	20.0	18.0	19.5	19.5	19.0
臭気	-	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
外観	-	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明

平成29年10月27日

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。
 注2 大字部分は、環境基準値の超過を示しています。

イ 地下水水質常時監視調査結果（メッシュ調査・平成29年度）
メッシュ調査では、環境基準の超過はありません。

単位 (mg/L)

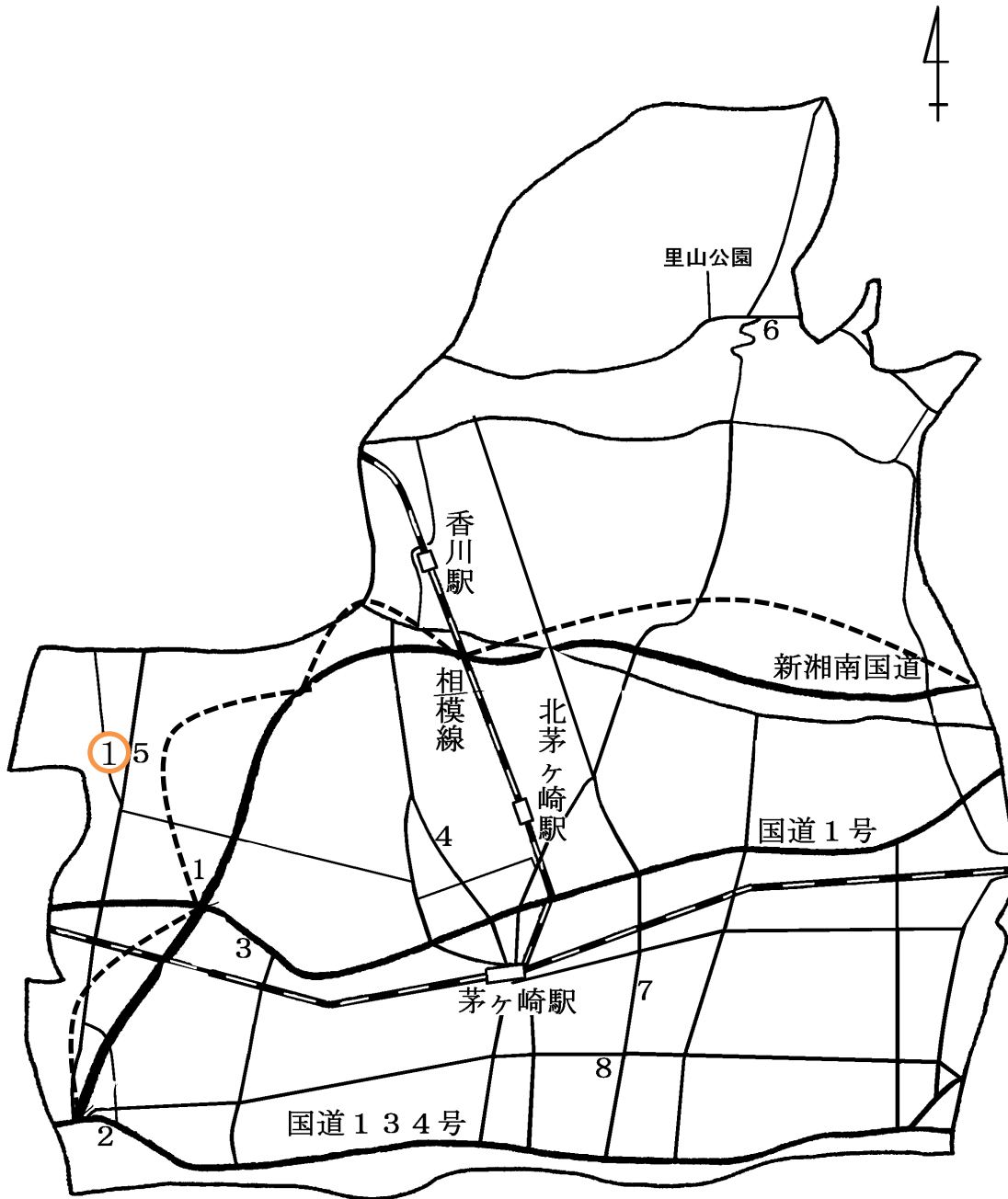
調査項目	調査区分	メッシュ調査		
	番号	0311	7391	
	調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	
	調査地区名	浜之郷	十間坂	
	深度区分	浅井戸	浅井戸	
	用途区分	生活用水	生活用水	
	測定年月	平成29年10月27日		
	環境基準			
環境基準項目	カドミウム	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
	全シアン	検出されないこと	0.1未満	0.1未満
	鉛	0.01以下	0.005未満	0.005未満
	六価クロム	0.05以下	0.02未満	0.02未満
	砒素	0.01以下	0.005未満	0.005未満
	総水銀	0.0005以下	0.0005未満	0.0005未満
	PCB	検出されないこと	0.0005未満	0.0005未満
	ジクロロメタン	0.02以下	0.0002未満	0.0002未満
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.0004未満	0.0004未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.0002未満	0.0002未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0002未満	0.0002未満
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.0002未満	0.0002未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0004未満	0.0004未満
	チウラム	0.006以下	0.0006未満	0.0006未満
	シマジン	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002未満	0.002未満
	ベンゼン	0.01以下	0.0002未満	0.0002未満
	セレン	0.01以下	0.002未満	0.002未満
	硝酸性窒素	-	0.1	1.3
	亜硝酸性窒素	-	0.05未満	0.05未満
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.1	1.3
	ふっ素	0.8以下	0.08未満	0.08未満
	ほう素	1以下	0.04	0.03
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.0002未満	0.0002未満	
一般項目	電気伝導度 (mS/m)	-	36	17
	水素イオン濃度	※5.8~8.6	6.8	7.4
	水温 (°C)	-	24.0	19.5
	臭気	-	無臭	無臭
	外観	-	無色透明	無色透明

注1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値で単位はありません。

3 騒音・振動

- (1) 自動車交通騒音常時監視
- (2) 道路端測定（市自主調査）
- (3) 一般環境騒音測定
- (4) 航空機騒音

自動車交通騒音等測定地点図



(1) 自動車騒音常時監視

- ① 県道相模原茅ヶ崎線……………萩園1305-2付近

(2) 道路端測定 (市自主調査)

- 1 新湘南国道……………市営今宿住宅1号棟 (今宿243-3)
- 2 国道134号……………柳島記念館 (柳島1900)
- 3 国道1号……………下町屋自治会館前 (下町屋1-6-19)
- 4 県道45号 (丸子中山茅ヶ崎線) ……茅ヶ崎市消防署前 (矢畑1280-3)
- 5 県道46号 (相模原茅ヶ崎線) ……萩園一般事業所 (萩園1305-2)
- 6 県道47号 (藤沢平塚線) ……皆楽荘前 (堤1928)
- 7 市道東海岸寒川線……………東海岸北五丁目 (東海岸北5-1-33)
- 8 市道柳島小和田線……………東海岸駐在所前 (東海岸南2-11-1)

(1) 自動車騒音常時監視 (騒音規制法第18条に基づく常時監視・平成29年度)

県道相模原茅ヶ崎線の環境基準の達成状況は、道路端の夜間において環境基準を超過していましたが、要請限度未満でした。また、道路沿いの住居等で評価する面的評価では、区間内の93.2%で昼夜の環境基準を達成していましたが、残り6.8%は昼夜ともに環境基準を超過、若しくは夜のみ環境基準を超過していました。

測定項目	等価騒音レベル (dB)		時間交通量 (台/時)		戸数	面的評価				測定日
	背後地		昼	夜		環境基準達成率 (%)		昼夜とも に基準値 超過		
	道路端	夜				昼	夜		昼のみ 6~22時	
測定場所	区間 延長 (Km)	昼 6~22時	夜 22~6時	昼 7~9時	夜 22~0時	24時間	昼のみ 6~22時	夜のみ 22~6時		
①県道相模原茅ヶ崎線	3.5	70	54	1117	239	93.2%	2.9%	0.0%	3.9%	平成29年
測定場所：萩園1305-2付近 準工業地域			45			1632戸	47戸	0戸	64戸	平成29年
区間：萩園720~柳島						近接空間	76.6%	9.2%	14.2%	11月8日
環境基準		70	65			380戸	291戸	0戸	54戸	～
要請限度		75	70			非近接空間	98.2%	1.0%	0.8%	11月9日

注1 道路端 道路の敷地境界線上での測定値です。

注2 背後地 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値です。

注3 面的評価 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価です。

注4 環境基準 環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持される上で維持されることが望ましい基準」であると定められています。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものです。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められています。

注5 要請限度 騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値です。この値を超過道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができます。

注6 区間内 区間内の道路端から50mの範囲内の住居数を記載しています。

注7 近接空間 2車線以下の道路は、道路端から15mまでの範囲内の住居数を記載しています。

注8 非近接空間 2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居数を記載しています。

2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居数を記載しています。

2車線を超える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居数を記載しています。

(2) 道路端測定(市自主調査・平成29年度)市内の主要8路線の騒音の状況は、国道134号線を含む3路線では昼夜ともに環境基準を超過していました。また、国道1号線を含む4路線では、夜間のみ環境基準を超過していた。新湘南国道のみ昼夜ともに環境基準を達成していました。なお、騒音及び振動の要請限度を超過した路線はありませんでした。

(単位：dB)

測定地点	騒音 (Leq)						振動※2 (L ₁₀)				用途地域	測定日
	測定結果		環境基準		要請限度		測定結果		要請限度			
	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 6～22時	夜 22時～6時	昼 8～19時	夜 19～8時	昼 8～19時	夜 19～8時		
1 新湘南国道 今宿市営住宅1号棟 今宿243-3	59	54	65	60	75	70	31	28	65	60	第1種住居	12月4日 から 12月5日
2 国道134号(※1) 柳島記念館 柳島1900	73	69	70	65	75	70	42	40	65	60	調整	11月7日 から 11月8日
3 国道1号(※1) 下町屋自治会館 下町屋1-6-19	69	66	70	65	75	70	39	37	65	60	第2種住居	11月8日 から 11月9日
4 県道45号(※1) 茅ヶ崎市消防署 矢畑1280-3	70	66	70	65	75	70	39	36	70	65	工業	11月21日 から 11月22日
5 県道46号(※1) 事業所駐車場 萩園1305-2	68	65	70	65	75	70	45	39	70	65	準工業	11月28日 から 11月29日
6 県道47号(※1) 皆楽荘 堤1928	69	66	70	65	75	70	45	40	65	60	調整	11月15日 から 11月16日
7 市道東海岸寒川線 一般住宅駐車場 東海岸北5-1-33	66	62	65	60	75	70	36	34	65	60	第1種住居	11月29日 から 11月30日
8 市道柳島小和田線 東海岸駐在所 東海岸南2-11-1	66	61	65	60	75	70	38	37	65	60	第1種住居	12月5日 から 12月6日

：環境基準超過

：要請限度超過

注 ※1は幹線交通を担う道路に近接する区域、空間です。(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。)
※2は、振動には環境基準の設定がありません。

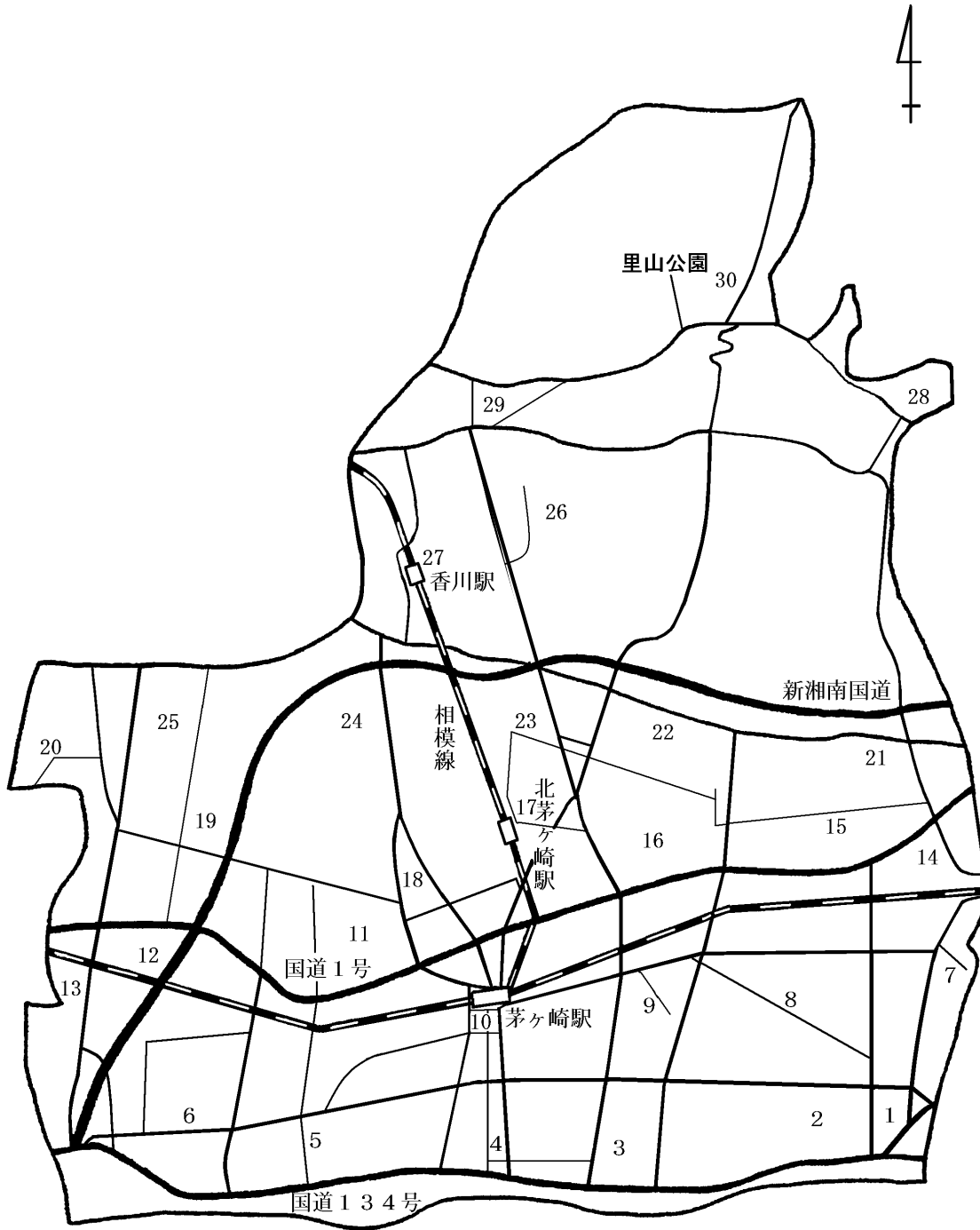
(3) 一般環境騒音測定 (平成29年度)

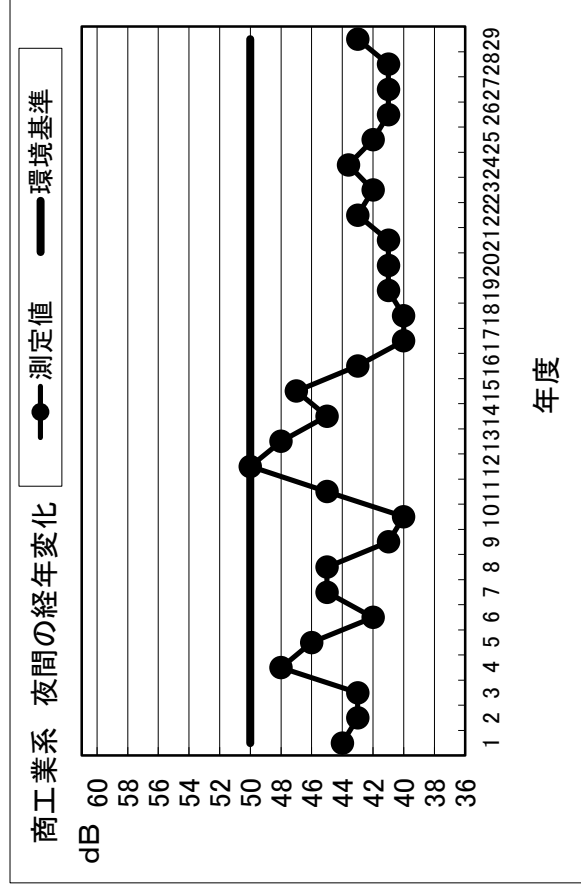
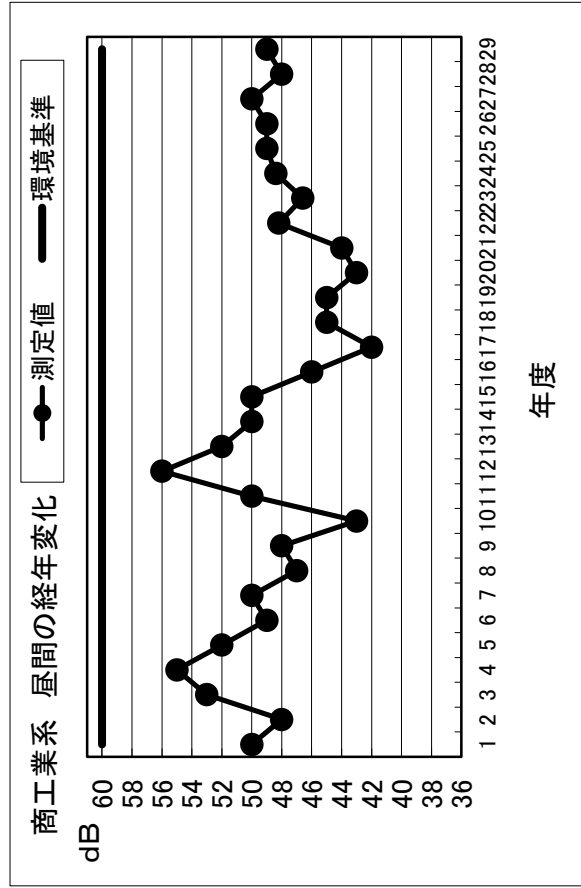
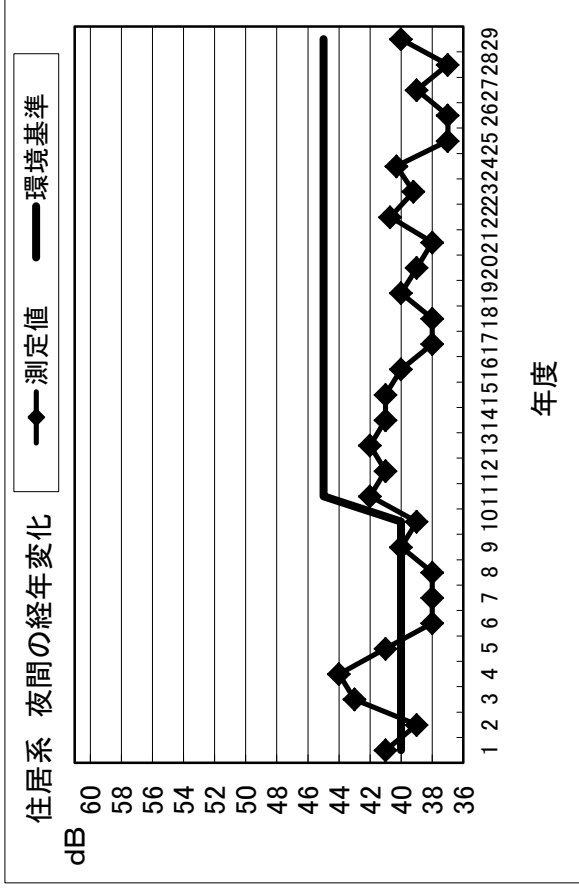
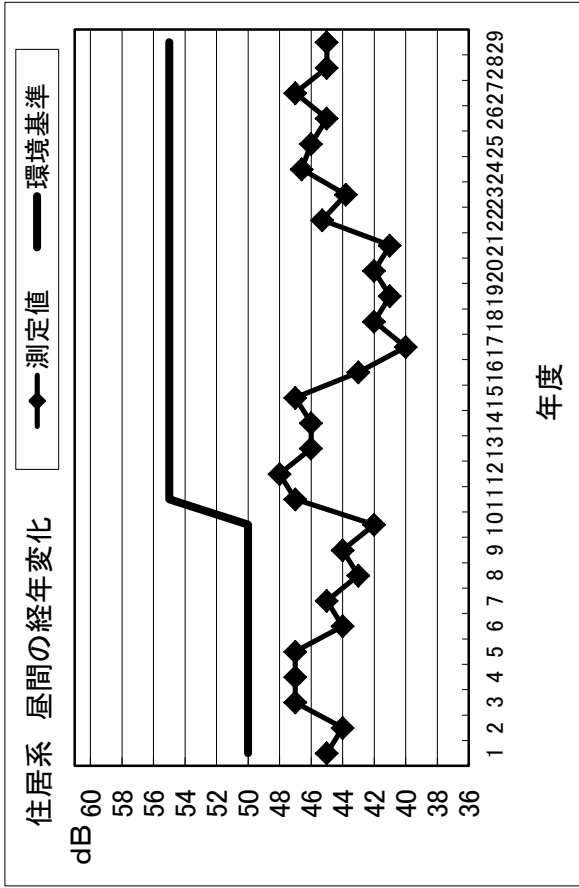
一般環境中の騒音の状況は、市内30地点を測定し、全ての地点において昼夜ともに環境基準を達成していました。

(dB)

No.	測定場所	用途地域	等価騒音レベル			
			昼間 6時～22時		夜間 22時～6時	
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第1種住居	44	55	41	45
2	浜須賀7-46	第1種低層住居専用	41	55	43	45
3	東海岸南5-3-47	第1種低層住居専用	43	55	45	45
4	東海岸南1-15-24	第1種低層住居専用	47	55	43	45
5	南湖4-10-10	第1種低層住居専用	46	55	44	45
6	浜見平8-2	第1種中高層住居専用	49	55	43	45
7	浜竹4-1-21	第1種低層住居専用	43	55	36	45
8	美住町14-25	第1種低層住居専用	44	55	40	45
9	東海岸北4-12-28	第1種低層住居専用	36	55	43	45
10	共恵1-4-25	商業	57	60	47	50
11	浜之郷1177-19	第1種住居	42	55	39	45
12	中島1373-3	準工業	53	60	50	50
13	中島874-14	第1種中高層住居専用	47	55	44	45
14	本宿町6-48	準工業	48	60	38	50
15	小和田1-8-47	第1種中高層住居専用	45	55	36	45
16	本村5-19-40	第1種中高層住居専用	49	55	37	45
17	茅ヶ崎521-3	第1種中高層住居専用	45	55	37	45
18	矢畑747	第1種住居	43	55	43	45
19	萩園2114-82	第1種中高層住居専用	45	55	41	45
20	萩園3184-9	工業	44	60	39	50
21	菱沼1-22-3	第1種中高層住居専用	43	55	38	45
22	高田2-11-30	第1種低層住居専用	54	55	37	45
23	鶴が台5-4	第1種中高層住居専用	46	55	39	45
24	西久保726-2	第1種中高層住居専用	53	55	38	45
25	萩園1469-5	第1種中高層住居専用	42	55	38	45
26	松風台12-22	第1種低層住居専用	39	55	34	45
27	香川6-22-26	近隣商業	45	60	41	50
28	堤41-6	第1種低層住居専用	51	55	36	45
29	下寺尾1574	調整	45	55	39	45
30	芹沢902-21	調整	47	55	34	45
平均値			46		40	

環境騒音測定地点図





注 測定値及び環境基準値は、平成10年度まで中央値、平成11年度から等価騒音レベルとなっています。

(4) 航空機騒音（平成29年度）

茅ヶ崎市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けているため、定点測定を4地点、臨時地点を1箇所測定しました。

全ての地点において環境基準を達成しました。

測定地点	期間内の値	環境基準	測定期間	欠測
	Lden[dB]			
茅ヶ崎市斎場 (定点)	44.8	57	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	
皆楽荘 (定点)	49.2	57	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	機器故障等の理由のため、 11月7日より皆楽荘欠側。
赤羽根中学校 (定点)	52.9	57	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	6月17日～8月31日、10月14 日～11月6日の期間、機器故 障等の理由のため欠側。
松浪中学校 (定点)	49.5	57	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	
萩園中学校 (臨時)	42.3	57	平成29年11月24日～ 平成30年1月19日	

注1 平成25年4月1日から環境基準はWECPNL値からLdenに変更となりました。環境基準は57dB以下です。Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル（昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル）のことを指します。

注2 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値です。



図 航空機騒音測定地点

4 地 盤 沈 下

(1) 公共水準測量

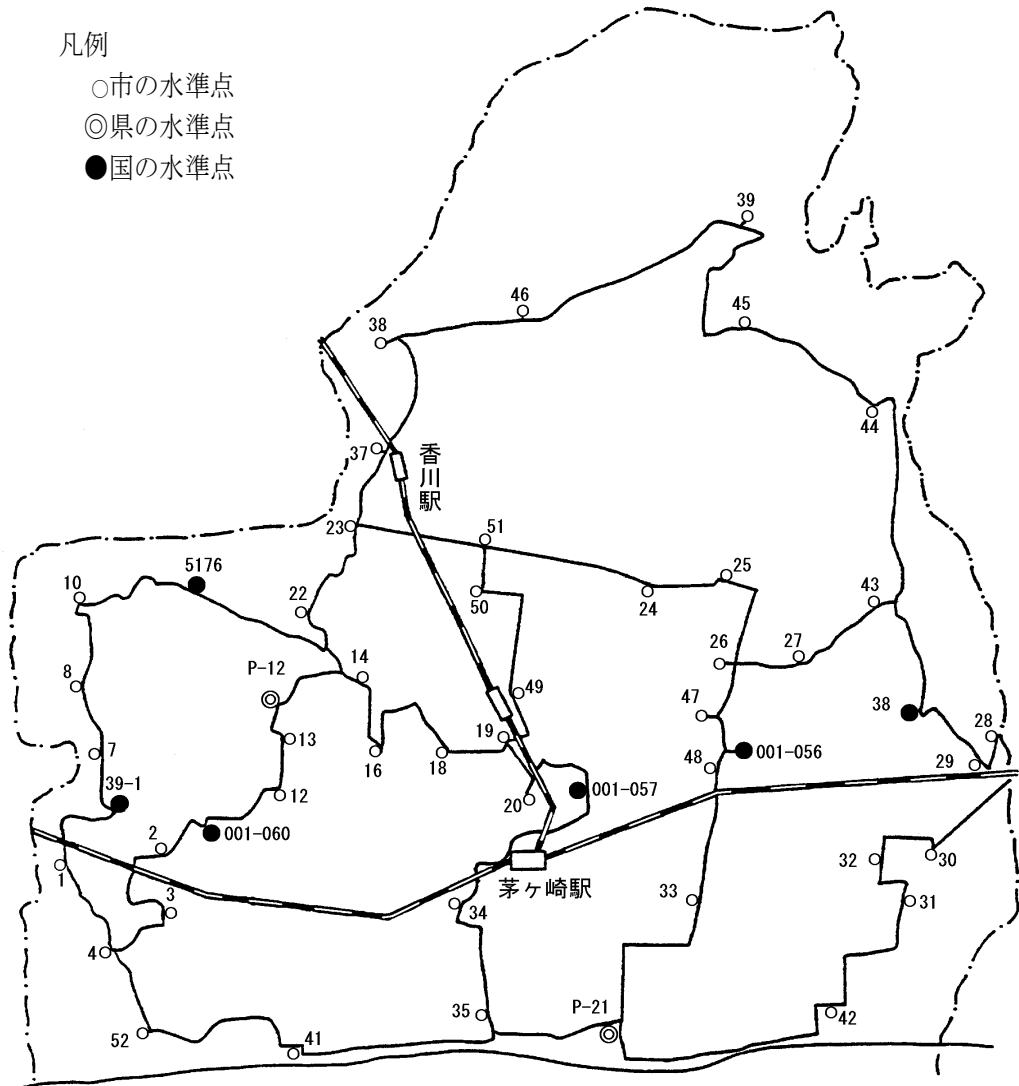
(1) 公共測量

神奈川県生活環境の保全等に関する条例において、茅ヶ崎市内在り地下水採取により地盤沈下が生じている地域、または生ずるおそれがある地域として指定されていることから、隔年で水準測量を実施しています。

茅ヶ崎市内の地盤沈下の状況は次頁のとおりでした。

凡例

- 市の水準点
- ◎県の水準点
- 国の水準点



水準測量路線網図

番号		番号		番号		番号	
1	日枝神社	17	廃止	33	東海岸北4-16-8先路上	48	TOTO(株)
2	中島1341番地先路上	18	東邦チタニウム(株)西路上	34	茅ヶ崎小学校	49	円蔵小学校
3	善福寺	19	東邦チタニウム(株)	35	茅ヶ崎市営球場	50	鶴が台小学校
4	柳島小学校	20	一里塚公園	36	廃止	51	香川小学校
5	廃止	21	廃止	37	浄心寺	52	市柳島ポンプ場
6	廃止	22	宝生寺	38	茅ヶ崎北陵高等学校	P-12	鶴嶺中学校
7	ナストーア(株)	23	東京電力(株)茅ヶ崎変電所	39	小出小学校	P-21	第一中学校
8	BASFジャパン(株)開発センター	24	本在寺	40	廃止	001-056	小桜町1-1番地先路上
9	廃止	25	神明大神社			001-057	本村歩道橋脇
10	市環境事業センター	26	永昌寺	41	西浜中学校	001-059	廃止
11	廃止	27	松林小学校	42	小和田浜公園		
12	ベルコースト茅ヶ崎前	28	赤松公園	43	宝積寺	001-060	ニリ茅ヶ崎店前路上
13	鶴嶺児童公園	29	湘南CORUN ENERGY(株)	44	湘南カントリークラブ	38	本宿町2-6番地先路上
14	矢畑64番地先路上	30	ふれあい活動ホームあかしあ	45	フジ化成工業(株)	39-1	信隆寺
15	廃止	31	松浪中学校	46	北陽中学校	5176	満福寺
16	矢畑782番地敷地内	32	松浪小学校	47	松林中学校		

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

世界測地系(測地成果2011)

水準点番号	所在地		調査開始年月日	各年別変動量(mm)					過去5年間の変動量 平成25.1.1 平成30.1.1 (mm)	調査開始年からの変動量 (mm)	※2 平成30.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備考
	町(字)名	目標		平成25.1.1 平成26.1.1	※1 平成27.1.1 平成28.1.1	平成26.1.1 平成28.1.1	※1 平成28.1.1 平成30.1.1					
茅1	中島1134	日枝神社	H21.1.1	+0.4	欠測	-8.7	欠測	-1.3	-9.6	-46.0	3,1720	平成20年度改理
仮茅2	中島1355地先	竜泉寺の湯前路上	H26.1.1	-	欠測	-	欠測	-2.6	-	-2.6	3,0036	平成27年度仮点
茅3	柳島1丁目3-28	善福寺	S49.1.1	-0.3	欠測	-8.1	欠測	-1.8	-10.2	-117.6	2,5159	
茅4	柳島1594	柳島小学校	S49.1.1	-0.4	欠測	-9.0	欠測	-1.5	-10.9	-105.5	3,2496	昭和56年度改理
茅7	萩園2678	ナストアア桝	H24.1.1	+0.1	欠測	-9.6	欠測	-3.2	-12.7	-17.3	4,1212	平成23年度改理
茅8	萩園2722	BASFジャパン(株)技術センター	S49.1.1	-0.1	欠測	-8.9	欠測	-3.1	-12.1	-114.5	4,0186	
茅10	萩園836	市環境事業センター	S49.1.1	+1.2	欠測	-7.2	欠測	-4.1	-10.1	-111.1	5,1857	
仮茅12	下町屋3丁目5-38地先	ベルコースト茅ヶ崎前	H26.1.1	-	欠測	-7.4	欠測	-2.9	-	-10.3	3,3258	平成25年度仮点
茅13	浜之郷444地先	鶴嶺児童公園	S49.1.1	-2.7	欠測	-7.9	欠測	-3.9	-14.5	-114.5	3,3595	
仮茅14	矢畑64地先	矢畑64地先路上	H16.1.1	-2.2	欠測	-6.7	欠測	-2.7	-11.6	-60.0	4,7073	平成15年度仮点
茅16	矢畑782	マシコラスポーツクラブ茅ヶ崎敷地内	S49.1.1	-2.3	欠測	-8.0	欠測	-4.4	-14.7	-85.9	4,5842	平成2年度改理
仮茅18	茅ヶ崎4丁目4-16地先	東邦チタニウム(株)西路上	H14.1.1	-3.3	欠測	-8.7	欠測	-4.4	-16.4	-74.2	3,4813	平成13年度仮点
茅19	茅ヶ崎3丁目3-5	東邦チタニウム(株)	S49.1.1	-1.9	欠測	-9.2	欠測	-5.0	-16.1	-137.7	4,5985	
茅20	茅ヶ崎2丁目7-58	一里塚公園	H9.1.1	-2.8	欠測	-10.0	欠測	-5.4	-18.2	-99.4	4,8004	平成8年度改理
茅22	西久保546	宝生寺	H7.1.1	-0.7	欠測	-5.5	欠測	-3.1	-9.3	-64.0	5,9495	平成6年度改理
茅23	西久保1645	東京電力(株)茅ヶ崎変電所内	S49.1.1	-1.2	欠測	-6.0	欠測	-3.2	-10.4	-93.2	6,2299	昭和57年度改理
茅24	高田1丁目1569	本在寺	S49.1.1	-2.9	欠測	-5.8	欠測	-3.2	-11.9	-83.9	8,8691	昭和58年度改理
茅25	赤羽根468	神明大神社	S49.1.1	-2.2	欠測	-6.7	欠測	-5.0	-13.9	-104.8	11,5967	
茅26	室田1丁目15-266	永昌寺	S49.1.1	-1.9	欠測	-6.8	欠測	-4.4	-13.1	-74.9	10,4798	昭和61年度改理
茅27	菱沼1丁目1-1	松林小学校	S49.1.1	-2.3	欠測	-7.4	欠測	-3.6	-13.3	-106.2	10,1732	
茅28	赤松町12-40	赤松公園	S49.1.1	-6.5	欠測	-9.7	欠測	-	-	-	12,9042	平成29年4月移設
茅29	本宿町11-66	湘南CORUN ENERGY(株)	S49.1.1	-6.0	欠測	-8.8	欠測	-6.3	-21.1	-91.4	12,1001	
茅30	松浪1丁目10-4	ふれあい活動ホームあかしあ	S55.1.1	-6.6	欠測	-8.8	欠測	-2.5	-17.9	-95.3	11,2520	昭和54年度改理
茅31	松浪2丁目6-47	松浪中学校	S49.1.1	-6.9	欠測	-8.7	欠測	-1.1	-16.7	-101.4	10,2994	
茅32	松浪1丁目1-61	松浪小学校	S49.1.1	-7.8	欠測	-9.3	欠測	-2.6	-19.7	-101.6	11,5724	
仮茅33	東海岸北4丁目16-8地先	東海岸北4丁目16-8地先路上	H14.1.1	-4.2	欠測	-8.2	欠測	-1.9	-14.3	-63.2	10,0688	平成13年度仮点
茅34	共恵1丁目10-23	茅ヶ崎小学校	S49.1.1	-1.7	欠測	-8.7	欠測	-4.8	-15.2	-101.4	6,1388	
茅35	中海岸3丁目3-11	茅ヶ崎市営球場	S49.1.1	-2.3	欠測	-8.9	欠測	-2.5	-13.7	-123.7	7,0870	平成20年度改理
茅37	香川1205	浄心寺駐車場	H21.1.1	-0.8	欠測	-6.4	欠測	-3.1	-10.3	-44.3	11,9687	
茅38	下寺尾515	茅ヶ崎北陵高等学校	S49.1.1	+0.3	欠測	-	欠測	欠測	-	-	-	平成20年度欠測
仮茅38	下寺尾444-7地先	茅ヶ崎北陵高等学校南東交差点	H26.1.1	-	欠測	-4.8	欠測	-2.1	-	-6.9	14,3343	平成27年度仮点
茅39	芹沢944	小出小学校	S49.1.1	-1.5	欠測	-4.8	欠測	-2.7	-9.0	-89.4	52,0979	
茅41	南湖6丁目15-3	西浜中学校	S49.1.1	-2.6	欠測	-8.3	欠測	-1.9	-12.8	-124.3	8,7480	
茅42	浜須賀18-5834	小和田浜公園	S49.1.1	欠測	欠測	-	欠測	-0.8	-14.8	-101.0	4,4090	
茅43	赤羽根3042	宝積寺	S55.1.1	-3.7	欠測	-7.0	欠測	-3.3	-14.0	-8.3	15,9654	平成25年度欠測
茅44	赤羽根4228	湘南カントリークラブ	S55.1.1	-3.7	欠測	-4.4	欠測	-4.4	-12.5	-81.1	46,3788	

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1および平成30.1.1の標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「I 10350」および「交35-7」の成果に基づき計算したものである。

茅ヶ崎市地盤沈下調査変動量

世界測地系(測地成果2011)

水準点 番号	所在地		調査開始 年月日	各 年 別 変 動 量 (mm)						過去 5年間の 変動量 平成25.1.1 平成30.1.1 (mm)	調査開始 年からの 変動量 (mm)	※2 平成30.1.1 の真高 (T.P.) (m)	備 考
	町(字)名	目 標		平成25.1.1 平成26.1.1	平成27.1.1 平成28.1.1	※1 平成26.1.1 平成28.1.1	平成28.1.1 平成29.1.1	※1 平成28.1.1 平成30.1.1					
茅45	堤2412	フジ成工業網	S55.1.1	-3.3	欠測	-7.2	欠測	-8.0	欠測	-18.5	-186.7	17.3464	
茅46	下寺尾1660	北陽中学校	S55.1.1	-1.0	欠測	-4.3	欠測	-1.9	欠測	-7.2	-89.7	15.9207	
茅47	蛭田3丁目1-1	松林中学校	S55.1.1	-2.0	欠測	-7.7	欠測	-3.5	欠測	-13.2	-88.0	15.5865	
茅48	本村2丁目8-1	網TOTO	S55.1.1	-3.4	欠測	-8.3	欠測	-1.2	欠測	-12.9	-89.0	11.6344	
茅49	円蔵1丁目13-1	円蔵小学校	S55.1.1	-2.1	欠測	-9.5	欠測	-5.1	欠測	-16.7	-158.5	5.3291	
茅50	鶴が台12-1	鶴が台小学校	S55.1.1	-1.4	欠測	-7.5	欠測	-3.5	欠測	-12.4	-92.6	6.1817	昭和56年度改埋
茅51	香川1丁目33-1	香川小学校	S55.1.1	-1.9	欠測	-5.5	欠測	-3.7	欠測	-11.1	-66.6	9.9077	平成27年11月移設
茅52	柳島1283	柳島ポンプ場	H28.1.1	-	欠測	-	欠測	-1.0	欠測	-	-1.0	4.0993	平成29年8月新設
茅53	浜之郷500	鶴嶺中学校正門	H30.1.1	-	欠測	-	欠測	-	欠測	-	-	4.7037	平成20年度仮点
仮P-12	浜之郷500	鶴嶺中学校	H21.1.1	-1.7	欠測	-6.4	欠測	-2.4	欠測	-10.5	-43.8	5.1673	平成13年度仮点
P-21	東海岸南4丁目10-1	第一中学校	S49.1.1	-2.6	欠測	-9.6	欠測	-2.0	欠測	-14.2	-63.9	5.9401	
I 38	本宿町2-6地先	本宿町2-6地先路上	S49.1.1	-5.8	欠測	-8.8	欠測	-3.8	欠測	-18.4	-95.8	11.9255	
I 39-1	今宿841	信隆寺	S49.1.1	+0.4	欠測	-9.9	欠測	-1.6	欠測	-11.1	-99.2	3.5059	
I 001-036	小桜町1-1地先	小桜町1-1地先路上	H19.1.1	-3.1	欠測	-8.6	欠測	-1.2	欠測	-12.9	-59.9	15.7244	平成18年度移設
仮 I 001-037	本村4丁目2-25地先	本村歩道橋脇	H28.1.1	-	欠測	-	欠測	-3.9	欠測	-	-3.9	13.7767	平成27年度仮点
I 001-060	下町屋1丁目5-1地先	ニトリ茅ヶ崎店前路上	S58.1.1	-1.9	欠測	-7.9	欠測	-2.5	欠測	-12.3	-84.0	5.6453	昭和63年度改埋
III5176	萩園1632	満福寺	S49.1.1	-0.1	欠測	-6.1	欠測	-2.5	欠測	-8.7	-85.5	4.6611	

※1：平成25年度より隔年実施の為、2年間変動量を記載。

※2：平成28.1.1および平成30.1.1の標高は、関東地区地盤沈下調査測量協議会計算の「I 10350」および「交335-7」の成果に基づき計算したものである。

平成29年度沈下水準点数・沈下面積等

調査水準点数	52	測量延長(km)	48.92
有効水準点数	50	調査面積(km ²)	35.710
沈下水準点数	50	沈下面積(km ²)	35.710
5mm未満	44	5mm未満	31.640
5mm以上10mm未満	6	5mm以上10mm未満	4.070
10mm以上15mm未満	0	10mm以上15mm未満	0.000
15mm以上	0	15mm以上	0.000
不動水準点数	0		
隆起水準点数	0	隆起面積(km ²)	0.000
5mm未満	0	5mm未満	0.000
5mm以上10mm未満	0	5mm以上10mm未満	0.000
10mm以上	0	10mm以上	0.000

※有効水準点とは、前年の調査結果との比較が可能な水準点をいう。

区 分	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
2年間最大沈下点	堤2412	茅45	-0.80
最近5年間の累積最大沈下点	本宿町11-66	茅29	-2.11
調査開始以来の累計最大沈下点	堤2412	茅45	-18.67

2年間沈下量上位5地点

順位	所 在 地	水準点 番 号	沈下量(cm)
1	堤2412	茅45	-0.80
2	本宿町11-66	茅29	-0.63
3	茅ヶ崎2丁目7-58	茅20	-0.54
4	円蔵1丁目13-1	茅49	-0.51
5	茅ヶ崎3丁目3-5	茅19	-0.50

環境に関する用語の解説

環境に関する用語の解説

〔あ行〕

【アルキル水銀／R-Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基（ CH_3 ）エチル基（ C_2H_5 ）等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

【硫黄酸化物／ SO_x 】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄（ SO_2 ）と無水硫酸（ SO_3 ）をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

【一酸化炭素／CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

【一酸化窒素／NO】

⇒窒素酸化物／ NO_x

【1, 1, 1 - トリクロロエタン／ $\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$ 】

⇒有機塩素系化合物

【1, 4 - ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

【SS／浮遊物質量】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

【Lden／エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示（平成19年12月17日環境省告示第114号）が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。

これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『Lden』に改正されます。

環境基準は、57dB以下。

【O-157】

一部の大腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす大腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。

O-157は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、O-157の名称は菌の血清型による分類からきており、O型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているため、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖化防止の重要課題と課題となっています。

【か行】

【カドミウム／Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数gの摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響（重度の骨軟化症）を及ぼす。

【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

【98%値】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

【光化学オキシダント／Ox】

光化学オキシダントは、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

【さ行】

【シアン／CN】

シアンは青酸カリ（シアン化カリ／KCN）に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50～60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

【COD／化学的酸素要求量】(Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいくほど有機物による汚濁が大きいくことを示す。湖沼や海域における有機汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素／NO₃-N、NO₂-N】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

【水素イオン濃度／pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ（標高）を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

【セレン／Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

【全窒素／T-N】

窒素化合物全体のこと、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素(NH₄-N)、亜硝酸態窒素(NO₂-N)、硝酸態窒素(NO₃-N)に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化（閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。）の目安になる。

【全リン／T-P】

リン化合物全体のこと、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

【総水銀／T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀がメチル基(CH₃)、エチル基(C₂H₅)等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、運動失調、視野狭窄等の中樞神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

〔た行〕

【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにCo-PCBを含めて”ダイオキシン類”と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン (TCDD) である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の中間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数 (TEF) を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値 (毒性等量 TEQ) が用いられている。

2,3,7,8-TCDDはベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積性が高く、肝臓や皮膚に障害を起し、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

【チウラム / $C_6H_{12}N_2S_4$ 】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間1~2℃の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

【窒素酸化物 / NO_x 】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素 (NO) の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素 (NO_2) となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

【デシベル / dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル (dB) は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

【テトラクロロエチレン / C_2Cl_4 】

⇒有機塩素化合物

【等価騒音レベル / L_{eq} 】

測定時間内における騒音レベル (dB) の総エネルギー平均値。

【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法でにおいて規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作業などが該当する。

【トリクロロエチレン／C₂HCl₃】

⇒有機塩素化合物

〔な行〕**【鉛／Pb】**

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさなどから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われている。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

【二酸化硫黄／SO₂】

⇒硫酸化合物／SO_x

【二酸化窒素／NO₂】

⇒窒素化合物／NO_x

〔は行〕**【BOD／生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)**

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

【PM_{2.5}／微小粒子状物質】

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径10μm(0.01mm)以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径2.5μm以下の微小な粒子をPM_{2.5}(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設けられた。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

【PCB／ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群の原因物質として知られる。

【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素(HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH₄)を除いたものをいう。

【ふっ素／F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

【浮遊粒子状物質／SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ほこり、花粉など粒子状態で大気中に存在するもののうち粒径が10μm(0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

【ふん便性大腸菌群数】

大腸菌群のうち44.5℃で培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36℃)には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

【ベンゼン／C₆H₆】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使用されている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

【ほう素／B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

〔や行〕**【有害大気汚染物質】**

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。NO_xやSO_xなどの大気汚染物質とは区別して用いられる。

【有機塩素化合物】










炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

【要請限度値】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺的生活環境が著しく損なわれている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

〔ら行〕**【六価クロム／Cr⁶⁺】**

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されている。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。

<p>《平成29年5月1日号》</p> <p> 周辺地域の大气濃度を調べてみましょう 市民参加の二酸化窒素測定 日時 測定日6月1日(木)・2日(金)。分析日6月13日(火) 場所 測定場所自由。分析は市役所分庁舎F会議室 申込 5月17日(水)～31日(水)に市役所環境保全課で測定器具を貸し出し ほか 分析に来られない方は、測定後、市役所環境保全課へ測定器具を持参。結果は郵送 問合せ 環境保全課環境保全担当</p> <p> 屋外焼却行為(野焼き・たき火)や庭先でのバーベキューから出る煙には、ご注意を 野焼きやたき火、庭先でのバーベキューからの煙が近隣の迷惑となることがあります。周囲に気を配り、住みよい地域環境づくりを心掛けましょう。 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《平成29年7月1日号》</p> <p> 海岸清掃にご参加ください 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎 日時 7月30日(日)7時～8時30分(小雨決行、荒天中止) 場所 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下) ほか 手袋などの清掃用具は持参。ごみ袋は配布 問合せ 環境保全課環境保全担当</p> <p> 川の生き物を調べよう～河川生物相調査に参加しませんか？ 日時 7月31日(月)10時～16時 場所 市役所分庁舎コミュニティホール他 講師 五十嵐誠さん(横浜国立大学付属鎌倉中学校教諭) 対象 小学3年生～中学生20人(申込制(先着)) 申込 7月3日(月)～24日(月)に☎で ほか 雨天時はビデオ上映 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>																
<p>《平成29年5月15日号》</p> <p>70 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎 海岸清掃にご参加ください 日時 6月3日(土)8時～10時(小雨決行、荒天6月10日(土)) 場所 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下) ほか 手袋などの清掃用具は持参。ごみ袋は配布。サザンビーチちがさき会場のみ開会式・環境教室あり 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《平成29年8月1日号》</p> <p> 河川や道路側溝などに油やペンキなどを流さないでください 雨水ます、道路側溝、水路は河川につながっています。河川や海の水環境を守るため、廃油、ペンキなど汚れた水を流さないでください。 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>																
<p>《平成29年6月1日号》</p> <p> 生活騒音防止のために～ちょっとした気遣い・気配りで、やさしい音環境へ 夜中の騒ぎ声、テレビや洗濯機の音など、周りの人に迷惑を掛けていませんか。暮らしの中で出す生活騒音。日常生活での騒音防止の配慮や、日頃からあいさつができる良好な近隣関係をつくる必要があります。 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>	<p>《平成29年9月15日号》</p> <p> 浄化槽の維持管理のため、使用者に義務づけられている3点の実施を 〈保守点検〉機能維持のため機器調整など、一定周期で保守点検を実施すること。市の登録を受けた浄化槽保守点検業者へ委託も可〈法定検査〉維持管理が適正に行われ、機能が確保されているかを確認するため、指定検査機関の定期検査を年1回受けること〈清掃〉年1回以上の清掃をすること。1年6か月以上清掃していない場合は手数料が割り増し 問合せ 環境保全課環境保全担当</p>																
<p>《平成29年10月15日号》</p> <p> ダイオキシン類測定結果(2016年度実施) 全ての調査項目で環境基準を下回りました 問合せ 環境保全課環境保全担当</p> <table border="1" data-bbox="188 1877 805 2085"> <thead> <tr> <th>調査場所</th> <th>測定結果(年平均値)</th> <th>環境基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茅ヶ崎市こどもセンター(大気中)</td> <td>0.024pg-TEQ/m³</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>小出川(下町屋橋)(水質中)</td> <td>0.21pg-TEQ/L</td> <td rowspan="3">1</td> </tr> <tr> <td>千ノ川(古相模橋)(水質中)</td> <td>0.17pg-TEQ/L</td> </tr> <tr> <td>駒寄川(北陵橋)(水質中)</td> <td>0.041pg-TEQ/L</td> </tr> <tr> <td>下町屋北公園(土壌中)</td> <td>2.9pg-TEQ/g</td> <td>1000</td> </tr> </tbody> </table>	調査場所	測定結果(年平均値)	環境基準値	茅ヶ崎市こどもセンター(大気中)	0.024pg-TEQ/m ³	0.6	小出川(下町屋橋)(水質中)	0.21pg-TEQ/L	1	千ノ川(古相模橋)(水質中)	0.17pg-TEQ/L	駒寄川(北陵橋)(水質中)	0.041pg-TEQ/L	下町屋北公園(土壌中)	2.9pg-TEQ/g	1000	<p>《平成30年2月15日号》</p> <p> 下水道使用料等免除制度の見直し 生活保護制度の利用世帯へ行っている、下水道使用料と一般廃棄物(し尿)処理手数料の免除制度については、生活保護費に相当額が含まれていることから、受益者負担の公平性を確保するため、4月1日から廃止します。該当世帯には、改めて郵送にてお知らせしますのでご確認ください。 問合せ 生活支援課保護担当、下水道河川総務課排水指導担当、環境保全課環境保全担当</p>
調査場所	測定結果(年平均値)	環境基準値															
茅ヶ崎市こどもセンター(大気中)	0.024pg-TEQ/m ³	0.6															
小出川(下町屋橋)(水質中)	0.21pg-TEQ/L	1															
千ノ川(古相模橋)(水質中)	0.17pg-TEQ/L																
駒寄川(北陵橋)(水質中)	0.041pg-TEQ/L																
下町屋北公園(土壌中)	2.9pg-TEQ/g	1000															

《平成29年11月15日号》



大気中の二酸化窒素測定をしませんか 市民参加の二酸化窒素測定

- 日時** 測定日11月30日(木)、12月1日(金)。分析日12月12日(火)
- 場所** 測定場所自由。分析は市役所分庁舎F会議室
- 申込** 11月15日(水)～29日(水)に市役所環境保全課で測定器具を貸し出し
- ほか** 分析に來られない方は、測定後、環境保全課へ測定器具を持参。結果は郵送
- 問合せ** 環境保全課環境保全担当

《平成30年3月15日号》



光化学スモッグ・PM2.5に注意

〈光化学スモッグ 昨年4回注意報発令〉

光化学スモッグは日光と空気中の化学物質が反応して発生するため、紫外線が多いほど発生する確率が上がり、特に夏の風の弱い日に発生しやすくなります。2017年は、湘南地域で4回の光化学スモッグ注意報が発令されました。注意報などが発令されたら以下のことに注意してください。

○外出は控え、過度な運動はなるべく避けてください(マスクで覆っても光化学スモッグは体内に入り込みます)○目・鼻・喉に刺激や痛みが生じたら、屋内に入り、うがいや洗顔をしてください○手足のしびれ・呼吸困難などの症状がでたら、室内で安静にし、医師の指示を受けてください

〈PM2.5(微小粒子状物質) 昨年まで発表なし〉

PM2.5は、工場や自動車の排出ガスなどに含まれ、大気汚染物質の一つとされており、ぜんそくの原因にもなります。高濃度予報が発表されたら以下のことに注意してください。

○外出をできるだけ減らし、屋外での長時間の激しい運動を控えてください○屋内の換気や窓の開閉を必要最小限にしてください○呼吸器系や循環器系の疾患のある方、小児・高齢者などは体調に注意してください

〈光化学スモッグ・PM2.5の情報発信〉

光化学スモッグ注意報(4月～10月)やPM2.5高濃度予報の情報、光化学スモッグ情報に関するメール提供の登録は県庁をご覧ください。また、県では、昨年4月1日からYahoo!防災速報「自治体からの緊急情報」を活用した光化学スモッグ注意報などの情報配信を行っています。なお、市は防災行政用無線などでお知らせします。

問合せ 環境保全課環境保全担当

《平成29年12月15日号》



屋外焼却行為(野焼き)は原則禁止 ごみは分別し、指定日に

屋外焼却行為(野焼き)によって生じる悪臭や大気汚染は周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことがあり、市に多数の苦情が寄せられています。また、法律や条例でも原則的に禁止されています。ごみは焼却せず、分別を行い、指定の曜日に指定された場所に出しましょう。住みよい地域環境作りにご協力をお願いします。

問合せ 環境保全課環境保全担当

特集 《平成30年1月1日号》

環境保全セミナー「河川・海域の環境保全」 レッドデータ生物調査の取り組み

【環境保全課環境保全担当】

- 日時** 2月5日(月)14時30分～16時30分
- 場所** 市役所分庁舎コミュニティホール集会室1
- 講師** 瀬能宏さん(県立生命の星・地球博物館)
- 定員** 50人(申込制(先着))
- 申込** 1月4日(休)～26日(金)に☎で
- ほか** 関連企画「レッドデータの生物～知って守ろう神奈川の生き物たち」を県立生命の星・地球博物館(小田原市入生田)で開催中

気を付けよう 生活騒音

日常生活に伴って発生する不快な音のことを生活騒音といいます。生活騒音トラブルは、日常生活のモラルの低下やコミュニケーション不足が原因の大部分を占めています。日頃から良好な近隣関係を育むこと、譲り合いの気持ちで話し合い、理解を求め合うことが大切です。

【環境保全課環境保全担当】

近隣とのトラブルを避けるために

- ・苦情は我慢せずに早めに相手に申し入れましょう。我慢をすると精神的にも追い詰められ、トラブルが生じやすくなります。
- ・苦情は直接言いにくいものですが、悩みを解決するには相手の人に気付いてもらうことが必要です。場合によっては当事者だけでなく地域のにも相談しましょう。
- ・苦情を言われたら感情的にならず、まず相手の立場になって考えましょう。音を小さくする、時間帯を変えるなど、話し合って解決策を模索しましょう。



騒音計の 貸し出し

騒音計の貸し出しを無料で行っています。家からどのくらいの音が出ているのか、周囲に迷惑が掛かっていないかなどの確認にご活用ください。貸出期間は1週間です。事前に空き状況をご確認ください。

茅ヶ崎の環境

平成31年（2019年）1月発行（180部作成）

編集・発行 茅ヶ崎市環境部環境保全課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

携帯サイト
QRコード

TEL. 0467-82-1111（代表）

内線 1231～1233

FAX. 0467-57-8388

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。